

第五回 國會 衆議院 労働委員會議錄 第八号

昭和二十四年四月二十五日(月曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 角田 幸吉君 理事 三浦寅之助君

理事 吉武 惠市君 理事 川崎 秀二君

理事 春日 正一君 理事 島田 末信君

理事 太賀吉君 大橋 武夫君

小淵 光平君 篠田 弘作君

塚原 俊郎君 福田 喜東君

船越 弘君 松野 頼三君

青野 武一君 大矢 省三君

土橋 一吉君

出席國務大臣 労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員 労働政務次官 山崎 岩男君

労働事務官 齋藤 邦吉君

委員外の出席者 専門員 浜口金一郎君

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

失業保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二二号)

職業安定法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七五号)

緊急失業対策法案(内閣提出第八六号)

○倉石委員長 ただいまより會議を開きます。

お諮りいたしますが、内閣委員會に労働設置法案が付託されております。該案は労働委員會に密接な關係がありますので、内閣委員會と連合審査

會を開會したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○土橋委員 ただいま委員長が提案されております労働設置法案につきましては、特に労働委員會で審議を十分いたしましてから、合同審議というふうに御訂正願つたらいかうなものでございましょうか。

○倉石委員長 運営委員會の決定で、内閣委員會に各省設置法案は全部一括して提案されることになっておりますから、そこで向うが主体となつて審査をするわけでありまして、それでありまして、各委員會は内閣委員會に連合審査會を申し入れて審査することになつておりますので、そういうふうになつておきたいと思ひます。

○土橋委員 そういたしますと、特に労働省關係についてはわれ／＼もよく研究をさせていただきたいし、また嚴重ないろ／＼な申入れもありますので、今の方法で私もつけようだと思ひますが、できる限り労働委員會でも、十分な審査の機会を與えられんことをお願いいたします。

○倉石委員長 御異議がなければ、委員長より内閣委員會に、連合審査會要求の手続をとりたいと思ひます。

○倉石委員長 それでは前會に引き続きまして、失業保險法の一部を改正する法律案、職業安定法の一部を改正する法律案、緊急失業対策法案を一括議題といたします。まず政府委員より法案概要について説明を求めます。齋藤職

業安定局長。

○齋藤(邦)政府委員 私から三つの法律案につきまして、その概要を御説明申し上げたいと存じます。

まず最初に職業安定法の一部を改正する法律案の概要を御説明申し上げます。お手元にお配りいたしてあります職業安定法の一部を改正する法律案資料をごらんいただきたいと存じますのであります。その最初にあります法律案の要旨につきまして、できるだけ簡潔に御説明申し上げたいと存じます。

御承知のように、職業安定法は、職業安定に關する根本法でありまして、この根本の内容とするところのものは、政府が全國に公共職業安定所を設置し、それによりまして無料の職業紹介事業を行うことでありまして、民間の職業紹介事業の行方募集等につきましては、封建的な非民主的な募集の形態、あるいは職業紹介の形態はこれを規制するけれども、あつたる限り、公共職業安定所が十分な仕事をすることのできない面につきましては、民間の方々の御協力を願ひまして、國の公共職業安定機關と相協力して、職業紹介という問題をやつて行こうという仕組みになつておる法律案でございます。

そこで今回の法律案の、一番大きい点は、学生、生徒及び新規学校卒業生の職業紹介につきましては、新しい一つの道を開いたということでありまして、それがこの法律の一番大きな要旨であるのでございます。御承知のように

つきましては、以前は家庭教師といったような内職があつた程度であります。最近におきましては、学生、生徒の生活も、非常に困難になつて参りまして、内職をいたしまして、各方面の仕事に従事するようになって参つて来ております。さらにまた新規学校卒業生といつたしましても、御承知のように労働市場が逼迫いたしておりますので、その就職がきわめて困難な情勢になつておるのでございます。先般來大臣からも話がありましたように、ここ一年の間に新規学校卒業生といつたしましても、職なく労働市場にほり出される者が、大体十万人くらい出るのはなからうかという予想が立つておるような次第でございます。そこでこういう情勢に対処いたしまして、学生、生徒並びに新規卒業生の職業紹介のやり方、これに根本的な改正を加えたいという考え方であるのでございます。こ

ういう学生、生徒並びに新規学校卒業生の職業紹介につきましては、方法といたしましては、自分が職業を探すといふことが一つの方法であります。二番目には、政府が経営いたしております公共職業安定所が職業のあつせんをする。これが二番目の方法であります。それだけでは十分に職業紹介の目的を達することができません。学生、生徒につきましては、学校におきましては十分身分的な、あるいは家庭的な事情もよく承知いたしておりますので、この際学校の協力をいただきまして、学校と公共職業安定機關が相協力

し、緊密な連絡のもとに、この職業紹介に當つて行くという仕組みを考えたわけでございます。その仕組みとして考えました方法が二つあるのでございます。まず第一の問題は、学校が直接職業紹介をする、こういう問題でございます。この問題につきましては、現行法の三十三條の規定によりまして無料の職業紹介事業を行うといつたしましても、これは労働大臣の許可を要するといふことに相なつております。従つて学校が自分の学生、生徒の職業紹介、あるいはその学校の卒業生を紹介しようといつたしましても、労働大臣の許可が必要といふことになるのでございます。が、学校の公共的な性質にかんがみまして、今回事務を簡便にするといふ意味も含めまして、学校に關する限りは、労働大臣の許可をやめまして、労働大臣に届出をすることによつて、この職業紹介を行ひ得る、こういうことになつたと思ひます。改正法の三十三條の二として「学校の行う無料職業紹介事業」という一つの條文を起しまして、これによつて労働大臣に届出をすることによつて、職業紹介事業を行ひ得る、こういうことになつたのでございます。三十三條の二をちよつとごらんいただきたいと存じますのであります。三十三條の二に「学校教育法第一條の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。但し、大学及び高等学校以外

の学校の長がその学校を卒業した者について行つた職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。前項の規定により無料の職業紹介事業を行つた学校の長は、求職者を、その住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。但し、労働大臣の許可を受けた場合及び大学の長又は高等学校の長が無料の職業紹介事業を行つた場合は、この限りでない。かようにいたしたのでございませう。特に第二項の場合、大学、専門学校につきましては、求職者をその住所又は居所の変更を必要とするような就職先に紹介することが多いのでありまして、むしろこういうものが大学、高等学校等については多いのでございませう。ところがその以下の、すなわち中学校、小学校等につきましては、居所の変更を必要とするような就職先には紹介してはならないことにいたしましたのであるでございませう。その趣旨とするところのものは、御承知のように小学校、中学校等におきましては、いわゆる御承知の職維女工募集といったふうな問題がありますので、遠隔地の紹介は学校には行かせない。大学専門学校だけは遠隔地の紹介を許すけれども、小学校、中学校等は遠隔地の紹介を行つたことを許さない、こういう仕組みにいたしましたのでございませう。これが一つの方法でございませう。

それから二番目の問題は、学校の同意を得た場合、あるいは学校の要請があつた場合には、安定所の業務の一部を学校に行わしめるという方法を考えたことであるでございませう。法律の第二十五條の三と四に規定されております、この規定は、学校に公共職業安

定所の業務の一部分を分担せしめるのでありまして、もつと簡単に申し上げますと、学校が公共職業安定所の一種のプランチの形になつて、業務を行つて行く、こういう形でございまして、従いまして学校と職業安定所の関係は、命令関係はございませんで、学校から要請のあつた場合、また学校の同意を得た場合に限つて、こういう方法を行つて、こういうことにいたしましたのでございませう。先に申し上げました学校が届出でやりますときには、安定所と立の形において職業紹介をやるのでありまして、安定機関は監督するといふ形をとるのでございませう。ところが第二十五條の三及び四でやります場合には、学校が安定所の一部に入り込むという仕組みに相なるのでございませう。こういう仕組みによりまして、学生、生徒の職業紹介につきまして、学校の全面的な御協力をお願いいたしましたので、これによつて職業紹介を円滑に進めて参りたい、かように考えておるのでございませう。なお第二十五條の三の第二項をこらんだいたたいと存するものでありますが、この安定所の業務の一部を分担する場合に、学校はどういう業務を分担するかというものを規定いたしておりますのが、第二十五條の三の二項であるのでございませう。「求人申込を受理し、且つ、その受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。二求職申込を受理すること。三求職者を求人者に紹介すること。四職業指導を行つこと。五就職後の補導を行つこと。六公共職業補導所への入所のあつた旋を行つこと。七こういうことになつておりますが、学校と、公共職業安

定所の関係におきましては、大体において学校は生徒のいゝな一身上のこと、あるいは能力の問題、そつたふうなことを調べていただくことが適當でありますので、求職申込みの受理というものを主として学校にやつていただき、安定所の方では、主として求人申込みの方をやつて行く、すなわち安定所にいゝな求人申込みがある、学校の方に連絡する。学校の方では学生、生徒卒業生の求職申込みを、これを安定所と連絡して相談して行く、こういう仕組みにいたして行きたいと考えておるのでございませう。なおこういうふうな学校が安定所の業務の一部を行つた場合には、公共職業安定所は当該職業紹介の業務の一部を行つた学校に対して、経済上の援助を與えることができることにいたしましたのでございませう。すなわち公共職業安定所で用いております求人票、あるいは求職票といったふうなものも学校に提供いたしましたので、これによつてやつて行く、こういうことでございまして、その規定は第二十五條の第三項に規定されておる次第でございませう。

以上二つの方法によりまして、学校が独立に届出によつて職業紹介をやるという道、学校が安定所のプランチとしてやつて行くという道、この二つの道によりまして、学生の職業紹介を円滑にして参りたいと考えておりますが、なお原則的な問題といたしまして、第二十五條の二に、安定所と学校との緊密な協力関係の全般的な原則を、定めておるのでございませう。第二十五條の二「公共職業安定所は、学校教育法の第一條の規定による学校の学生若しく

は生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外」第二節というのは、職業紹介の一般の原則であります。その原則のほかに「学校と協力して、これらの者に対し、労働力の需要供給の状況その他職業に関する情報を提供し、職業選択に必要な助言援助を與え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適當なだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつて旋するよう努めなければならない」と規定いたしました次第でございませう。

以上が学校生徒の職業紹介の関係でありまして、これが今回の法律の改正の一番大きな内容をなしておるのであります。

二番目が身体障害者の職業補導の問題であるのでございませう。御承知のように、身体障害者につきましては、昨年度までは全國に専門の職業補導所を三箇所経営して参つたのでございませうが、本年度の予算におきまして、さらに二箇所の新設が認められるように相なつたのであります。身体障害者の職業補導につきましては、原則といたしましては、一般の職業補導所に入れます。通常、職業補導を受ける者と一緒に、通常の職業補導を受ける者と一緒には、自立の補導所を設けてやつて行く。こういうことであるのでありますから、これにつきまして、今回第二十六條の二に、はつきりこの点を明記いたしましたのであります。第二十六條の二の第一項の但書であるのでありま

す。「但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適合するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行つことが出来る。」かように明記いたしましたのでございませう。これが身体障害者に関する職業補導の規定でございませう。

それから三番目の大きい問題は、國際労働條約の規定及び勧告の趣旨にのつとまりまして、政府以外の者の行つた職業紹介事業を、実費及び営利の二種に區別いたしましたので、おの／＼により許可料、保証金に差等を設ける規定を設けることとしたのでございませう。すなわち改正法の第五條の定義の中に「この法律で有料の職業紹介とは、実費職業紹介及び営利職業紹介をいい、実費職業紹介とは、営利を目的としないで行つた職業紹介であつて、職業紹介に關して、実費としての入会金、定期的掛金、手数料その他の料金を徴収するものをいい、営利職業紹介とは、営利を目的として行つた職業紹介をいう」とここに二つの種類にわけたのであります。この実費と営利と二つにわけましたのは、後に出て参ります。許可料、保証金あるいは手数料につきまして、それ／＼の差等を設けるという意味合いにおいて、この定義をここで明確にいたしましたのでございませう。この実費と営利と二つにわけますところの概念は、一九二三年の有料職業紹介に關する條約に基いてゐるものでございませう。この有料職業紹介につきましては、後に條文といたしまして第三十二條に規定されてゐるのでございませう。御承知のように有料職業紹介

は生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外」第二節というのは、職業紹介の一般の原則であります。その原則のほかに「学校と協力して、これらの者に対し、労働力の需要供給の状況その他職業に関する情報を提供し、職業選択に必要な助言援助を與え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適當なだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつて旋するよう努めなければならない」と規定いたしました次第でございませう。

以上が学校生徒の職業紹介の関係でありまして、これが今回の法律の改正の一番大きな内容をなしておるのであります。

二番目が身体障害者の職業補導の問題であるのでございませう。御承知のように、身体障害者につきましては、昨年度までは全國に専門の職業補導所を三箇所経営して参つたのでございませうが、本年度の予算におきまして、さらに二箇所の新設が認められるように相なつたのであります。身体障害者の職業補導につきましては、原則といたしましては、一般の職業補導所に入れます。通常、職業補導を受ける者と一緒に、通常の職業補導を受ける者と一緒には、自立の補導所を設けてやつて行く。こういうことであるのでありますから、これにつきまして、今回第二十六條の二に、はつきりこの点を明記いたしましたのであります。第二十六條の二の第一項の但書であるのでありま

す。「但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適合するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行つことが出来る。」かように明記いたしましたのでございませう。これが身体障害者に関する職業補導の規定でございませう。

それから三番目の大きい問題は、國際労働條約の規定及び勧告の趣旨にのつとまりまして、政府以外の者の行つた職業紹介事業を、実費及び営利の二種に區別いたしましたので、おの／＼により許可料、保証金に差等を設ける規定を設けることとしたのでございませう。すなわち改正法の第五條の定義の中に「この法律で有料の職業紹介とは、実費職業紹介及び営利職業紹介をいい、実費職業紹介とは、営利を目的としないで行つた職業紹介であつて、職業紹介に關して、実費としての入会金、定期的掛金、手数料その他の料金を徴収するものをいい、営利職業紹介とは、営利を目的として行つた職業紹介をいう」とここに二つの種類にわけたのであります。この実費と営利と二つにわけましたのは、後に出て参ります。許可料、保証金あるいは手数料につきまして、それ／＼の差等を設けるという意味合いにおいて、この定義をここで明確にいたしましたのでございませう。この実費と営利と二つにわけますところの概念は、一九二三年の有料職業紹介に關する條約に基いてゐるものでございませう。この有料職業紹介につきましては、後に條文といたしまして第三十二條に規定されてゐるのでございませう。御承知のように有料職業紹介

は生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外」第二節というのは、職業紹介の一般の原則であります。その原則のほかに「学校と協力して、これらの者に対し、労働力の需要供給の状況その他職業に関する情報を提供し、職業選択に必要な助言援助を與え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適當なだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつて旋するよう努めなければならない」と規定いたしました次第でございませう。

以上が学校生徒の職業紹介の関係でありまして、これが今回の法律の改正の一番大きな内容をなしておるのであります。

事業は、現行法もそうなるておりまして、国際労働條約の趣旨によりまして「何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない」というように有料職業紹介の禁止を行つております。しかしながら「美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業については、労働大臣の許可を得て行つ場合は、この限りでない」ということに相なつております。現行法もそうなるておりまして、これに基きまして、現在のところ相当数の職業紹介の許可をいたしておりますのであります。現在許可をいたしておりますもので多いのは、看護婦、医師等、この例が非常に多くなつております。この有料職業紹介につきましては、許可料といふ制度があるのでございます。すなわち民間の職業紹介事業によつて損害を求職者に與えた場合、この損害の補償に充てるための、一定の保証金という制度を設けておるのであります。現行法におきましては、これを命令事項といたしまして、命令に定めておるのでありますけれども、やはりこうした事例は法律に規定することが適當でありますので、この改正法の第三項におきまして、営利についてのものは「労働大臣の定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならぬ」というふうな規定にいたしましたのであります。さらに許可料につきましては、物價廳長官と協議して労働大臣がこれを定める。この場合につきまして、実費と営利との「差等」を設けて参りたといふ考へておる次第でございます。そこで現在許可料、保証金、手数料につきましては、実費と有料で、どういふ

ふうな區別をして、とつておるかといふことをさつと申し上げてみたいと存するものであります。許可料につきましては、実費の職業紹介は人口十万以上と十万以下とにわけられておるのであります。十万以上のものにつきましては五万円、それから人口が十万以下のものにつきましてはその半額ということにいたしておるのであります。なお手数料につきましては、実費と有料とをわけまして、実費の方は受付手数料をいたしまして一件三十円、それから紹介手数料としては百円、有料職業紹介につきましては、受付手数料は五十円、紹介手数料は、紹介されて就職した後の賃金の大体月額の二割、こういうふうな定めをいたしておるのであります。これは今まで全部命令で定められておりましたものを、今回法律で定められて明かにいたしました。かように考へておる次第でございます。

次に民間の職業紹介事業を行うものにつきまして、一つの兼業禁止の規定を設けることにいたしましたのであります。それは三十三條の四でございます。それは「料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業その他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない」といふ兼業禁止の規定を設けたのであります。これも一九三三年の國際労働會議の有料職業紹介に関する勧告案に基いたものであります。この規定を今回ここに明記することにいたしました次第でございます。

職業安定法の改正法律案は、以上の三点が重要な点でありまして、そのほかの点につきましては、一昨年職業安定法が施行されて以來今日まで、

一年半の経過を経ましたので、その実績にかんがみまして、多少字句的な整備をいたした次第でございます。

次に緊急失業対策法案につきましても、その概要を簡単に御説明申し上げたいと存じます。

御承知のように公共事業の問題が中心であります。公共事業につきましては、お手元にお配りいたしてあります緊急失業対策法案の審議資料の中に、公共事業計画原則というものがあつて、これをござらんいたしたことがいと存するのであります。

公共事業につきましては、昭和二十一年五月二十二日連合軍總司令部から日本公共事業計画原則というメモランダムが出ております。この命令によりまして、初めて日本に公共事業というものが実施されることに相なつたのであります。この公共事業の目的とするところのものが、まず最初の一にありまして、先ず基礎的必需品、特に食糧、衣服、燃料及住居の生産、配給を増加又は促進する事業に重点を置くべきである。第二として、「右に特筆せる生産計画を樹立するに當り、又は其の場所の選定に當り考慮を要するは、經濟復興並に物資的復興に直接資する所ある斯種計画には、能ふ限り多数の失業者を有効に活用すべきことである。この定められておるのでございます。すなわち公共事業は日本の戦後經濟復興と失業者吸収という二つの目的で命令が出されております。そしてこの公共事業に就する労働者の問題につきましても、この原則の第九項に「事業計画に使用せらるる労働者は、公設職業紹介所の紹介に依るべきである」と定められておるのであります。すなわち公

共事業につきましては、公共職業安定所の紹介する失業者を使つてこの事業を行つて行く。こういうふうな定められて参つておつたのであります。しかしながら御承知のように、公共事業の実施地域と、失業者の分布地域とがマッチしないといふこと、あるいはまた公共事業を実施に行きますと、主として事業の遂行、すなわち建設復旧という方面にのみ主力が注がれて、公共事業に失業者を吸収するということが、きわめて困難な実情に今日まで置かれて参つたのでございます。そこで昨年の四月でありまして、經濟安定本部におきましては、この公共事業に失業者を吸収せしめする一定の率を定めたのでございます。これもお手元に配りいたしてあります審議資料の最後に一覽の表で掲げられてあります。すなわち河川、道路、農業、水産、港湾、都市計画といつたふうにあるのであります。これにつきまして、直接事業の主として非熟練労働者につきまして、その使用すべき非熟練労働者のうちの大体十パーセントないしは五十パーセント程度は、公共職業安定所の紹介する失業者を使わなければならぬ。もちろん安定所の紹介によつて行く者がなければ、そのときには安定所の証明によりまして、自分で労働者を募集してもよろしい。こういうふうな定められて参つておるのであります。すなわち河川等は二〇%であります。都市においては行われまする都市計画につきましては、あるいは五〇%、六〇%という率が定められて今日まで来ておるのでございます。こうした仕組みにおきまして、今日まで公共事業に失業者をできるだけ吸収するよ

うにという努力を、続けて参つておりました。昨年度の実績を申し上げますと、公共事業に就する労働者は実人員で約五十万人程度でありましたが、公共職業安定所の紹介によりまして就労いたしました者は大体そのうちの十万人であつた二〇%の十万人という者は、公共職業安定所の紹介によりまして、就労をいたしておつたような次第であります。こういうふうな状況で参つたのでありますけれども、御承知のように經濟九原則の強行というふうなことからいたしまして、將來失業が深刻になるという段階になりましたために、現在まで行政措置として行つて参りましたことを法律に明文として掲げるといふこと、それからもう一つの問題は、從來公共事業と稱して行つておりました事業のうちにも、實際は二種類あつたわけでございます。一つは復旧建設的な事業、もう一つは失業者を吸収することのみを目的とするような事業、この二つの種類がありまして、今回公共事業を二つにわけまして、すなわち經濟安定本部で今まで行つておりました公共事業を二つに分けて、建設、復旧のような事業は、公共事業として從來の通り經濟安定本部が行い、失業者吸収のみを主とした目的として行つ事業を、失業対策事業として労働省がこれを行ふ。というふうにいたしました次第でございます。

そこでまず第一に、この法案の大体の概要を御説明申し上げたいと存じますが、法律の目的は第一條に掲げられてございます通り、多数の失業者の発生は対処して、できるだけ多くの失業者を吸収するといふことを目的とした

しております。

第二條は、失業対策事業と公共事業を二つにわけたこととありまして、その定義を二條に掲げてあります。

そこで第二章といたしまして、失業対策事業の事務が規定せられておるのであります。まず失業対策事業の方から申しますと、第四條に失業対策事業の要件、性質が掲げられてあります。すなはち失業対策事業はできるだけ多くの労働者を使用する事業でなければならぬ。それからこうした事業を実施する場所は、多数の失業者が存在する所の場合でなければならぬといふたふに、第四條にその失業対策事業の性質、要件が掲げられてあります。

それから失業対策事業を実施する場合のいろいろな手続が第五條、第六條、第七條、第八條に掲げられておるのでございますが、それを大ざっぱに申し上げますと、失業対策事業の一般的計画は労働大臣がこれを定めるところに相なつております。第六條労働大臣は、全國の雇用の情勢を調査いたしまして、その調査に基いて多数の失業者が発生し、または発生するおそれがある地域に必要な失業対策事業を行うための一般的計画を樹立しなければならぬと定められております。第七條は、失業対策事業の種目の規定の問題でございます。すなわち労働大臣は、こうした一般的計画に基きまして失業者の所在地域、あるいは失業者の数、あるいは失業者の状況といったものを、経済安定本部総務長官に通知をいたします。そういたしますと、第七條の第二項によりまして、経済安定本部総務長

官は、どういふ事業が失業対策事業として最も経済的効果があるものであるかといふことを考えまして、これを労働大臣に提示する。すなわちこういう手続を経て、あらかじめ失業対策事業についての事業種目、あるいは規模等を準備しておきまして、そしてそれに基きまして失業が深刻になり、あるいは多数の失業者が現われまして、第九條に第八條の規定に基きまして、労働大臣は事業の開始または停止といふものを命ずる。こういうことに相なつておるのでございます。

失業対策事業の経費の問題であります。失業対策事業の経費の問題につきましては、第九條に定められてありまして、國がみずからの費用で行う場合と、地方公共團體が行う場合とありますが、地方公共團體が行う場合には、國庫はその経費の全部または一部を補助するといふことが定められております。これが第九條であります。

それから第十條は、失業対策事業に使用する労働者に関する規定でございます。失業対策事業は、もともと失業者を吸収することを目的とする事業でありますので、特殊な技術者、技能者、監督者といったふうな特殊なものを除きまして、すべて公共職業安定所の紹介する失業者でなければならぬといふことが、第十條で定められておるのでございます。以上が失業対策事業に関する規定の重要な点であります。

次に公共事業の規定であります。これは第十二條から規定されております。その内容とするところのものは、昨年の四月から公共事業につきまして失業者の吸収率を定めたあの仕組み、行政措置で行つておりましたその仕組みを、そのまま第十二條以下に法律で規定するといふことにいたしましたのでございます。

第十二條に、失業者吸収率の決定は、労働大臣が事業種別に從つて職種別、地域別にこれを行うといふことが書いてあります。

それから第十三條に、公共事業の事業主体は、この吸収率が定められております場合には、その吸収率の範囲までは、失業者を雇入れておかなければならぬといふことを定めてあります。そしてこの吸収率を定められておる事業の主体は、第十三條によりまして、公共職業安定所の紹介によつてこれを雇入れなければならぬ。かように規定せられております。

次に雜則の点であります。これは大体におきまして、刑罰の罰則は一つもございません。失業対策事業につきましては、この法律に違反の行為があらば、補助金の返還あるいは事業の停止といふことが、掲げられてあります。また公共事業につきましては、公共事業の実施主体にこの法律に違反する行為があらば、労働大臣は経済安定本部総務長官に対し、違反事項の是正を要求する。そうすると経済安定本部総務長官は、この要求に基きまして、必要な措置を講じて行くことが、第二十條の二項に掲げられておるよう次第であります。以上が緊急失業対策法案の概要でございます。

次に失業保険法の一部改正法律案につきまして、簡単に御説明申し上げます。これはお手もとにお配りいたしてあります。失業保険法改正要綱をらんいただきます。と存するのでございます。今回の失業保険法の改正の最も重要な点は、この失業保険法改正要綱の中にあります適用範囲の拡張、保険給付の内容の改善、保険料率の引下げ、日雇労働者に対する失業保険制度の新設、こういうことが、この改正法案の最も重要な点となっております。この要綱に従ひまして必要に応じて條文を引きながら簡単に御説明を申し上げます。

まず第一に保険料算定の基礎となる賃金の範囲の変更及び賃金の最高制限額の撤廃という問題でございます。従来におきましては、保険料並びに保険金算定の基礎となる賃金につきましては、すなわち越年賃金といつたような臨時に支拂われる賃金及び三月を越える期間ごとに支拂われる賃金、これは賞與等でありましたが、こういうものは両方とも賃金からこれを除いて計算をいたしておつたのであります。しかるに今回におきましては、保険料を算定する場合におきましては、こういう臨時給與は賃金の中に含めてこれを計算するといふことにいたしましたのでございます。それが法律の第四條の規定であるのでございます。なぜこの規定を設けたかと申しますれば、この保険料は一見税金といつたふうな性質のものであり、また事務的にも、保険料を計算する場合に、きわめて簡単であるといふこともあり、あるいはまた保険料の脱納を防止するといつたふうな意味等もありまして、保険料の算定の基礎となる賃金には、臨時給與も含めるといふことにいたしましたのであります。しかしながら保険金につきましては、臨時給與はこれを除いて計算をする。それ

が改正法の法律第五條及び第十七條の二の規定であるのでございます。なお保険料並びに保険金の賃金に関する問題といたしましては、その要綱の三にありますが、保険料及び失業保険金算定の基礎となる賃金の最高制限額を今回撤廃することとした次第であるのでございます。

次に適用範囲の問題であるのでございます。今回適用範囲を拡張いたしました。土木建築事業、旅館、料理店、飲食店その他接客業、娯樂場の事業、及び映画製作、映写、演劇の事業に従事する労働者をも、一應すべて失業保険の被保険者として適用することにいたしましたのであります。これは法律の第六條の規定でございます。従来の第六條の法文の体裁は、現行法と全然うらはらに書いてあるのでございまして、現行法におきましては、適用する事業をすべて列挙するやり方をいたしたのであります。が、今回はそれを逆に、除外するものを列挙いたしました。それ以外の事業はすべて包含する、こういうことにいたしましたのであります。新規に包含されました土木建築の事業、あるいは娯樂場の事業、あるいは映画製作、映写、演劇の事業が入るのでございます。結局におきまして、失業保険の適用を受けないものは、第六條の一のイ、ロ、ハ、ニ、ホにありますが、農業関係、水産、牧畜、養蚕の関係、それから教育、研究、調査の事業、保健衛生の事業、社会事業、司法保護事業、こ

ういふ営利を目的としない事業のみが、失業保険の適用外ということになりました。経済の變動によりまして失業業のおそれのある事業は、ことごとく

失業保険法の適用を受けることにいたしましたことが、きわめて大きな内容でありまして、この適用範囲の拡張によりまして、約五十万程度の労働者が、この被保険者と相なつて来ることになつております。

それから次の改正の大きい点は保険給付の内容の改善でございます。これは改正法律案第十七條であります。現行法のやり方を申し上げますと、現行法は平均百分の六十をもつて失業保険給付率の基準としております。賃金の高いものにつきましては最低百分の四十に通減し、賃金の安いものは百分の八十に通増するというやり方をいたしておつたのであります。實際の給付率は平均いたしまして五十四・三パーセント程度の低い率であります。

これを今回一律百分の六十に改めることとしたのであります。このことによりまして、できるだけ失業労働者の生活の最低を保障したい、かように考えたのでございます。それと同時に、失業保険金の日額の最高制限を三百円とした次第でございます。

それから次に保険給付の内容の改善としてきわめて大きい問題は、失業保険金のスライド方式の採用の問題であります。第十七條の三でございまして、第十七條の三の、失業保険金額の自動的変更という問題でございますが、この問題につきましても、大体におきましては、現行法でもある程度のスライド制は採用いたしておつたのであります。そのスライド制はきわめて時期的にずれがありまして、大した効果を發揮することができなかったものであります。そこで今回これを改めまして、第十七條の三にありましますように「労働

大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における工場労働者の平均給与額が、失業保険金額の制定又は改正の基礎となつたその統計における当該平均給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つたと認めるときは、失業保険金額を改正し、その平均給与額の上昇又は低下した比率に應じて、その賃金等級に属する賃金日額及び失業保険金の日額（第十七條但書に規定する額を含む。）をあらたに定めなければならない。前項の規定によつて失業保険金額が改正された場合に於いては、改正前に離職した者に支給すべき失業保険金は、最初の離職の日に効力を有した失業保険金額表においてその者の賃金日額の属する賃金等級につき、あらたに定められた失業保険金の日額によるものとする。」とすなわちその月々におきまして、失業保険金額表を制定いたしまして、Aの月の勤労統計の平均給与額が、Aの月の百分の百二十というところに、工場労働者の平均給与額が上りますと、上つた比率に應じて、等級はそのままでにして保険金額を動かして参るのことであります。従いましてこの規定の二項によりまして、スライドをやる前にやめておつた者も、自動的に保険金額が増加するように相なるのであります。一つの例を引いて申しますと、かりに一万円でやめた者は、この保険金といふしましては、百分の六十でございましてから六千円もらうわけでございまして、ところが工場労働者の保険給付額が百分の百二十と、二〇%上りますと、やめた一万円を一万二千元として計算して、その一万二千元の百分の六十というものを動かして給付する、こ

ういうことになつたのであります。すなわち物價の変動、工場労働者の保険給付額の上下、あるいは低下によりまして、失業労働者の実質的な賃金を保障して、その実質賃金の百分の六十、こういう制度にいたしたのでございまして、今回の改正法律におきましては、きわめて重要な部分の一つであるのでございまして。

次に保険料率の引下げの問題でございます。これは現行法の第三十條でございまして、改正法律第三十條第一項中「被保険者及び被保険者を雇用する事業主について、各々千分の十一を、百分の二にするとする」という改正でございます。すなわち現行法におきましては、保険料率は、労働者の賃金の千分の十一を労働者が負担し、事業主がその同額の千分の十一を負担して参つておつたのであります。この保険料率を定めた当時のいきさつ、あるいはまたこの法律施行後現在までの一年半にわたる実績等によりまして、現在のところ、保険料も相当な積立剰余金を生じて、すでに二月末までに四十六億程度の剰余金を生じて参り、三月末までには五十億になつておると存じておりますが、五十億の剰余金を持つておるといふ情勢にもありますので、將來の失業情勢ともならみ合せて、ある程度低減をいたしまして、保険経済をいたしましては、強固なものがあると思つて、事務的にも考えられましたから、今回保険料率を引下げて、千分の十一を千分の十とつ、つまり百分の一、百分の一、すなわち百分の二を保険料としてとるといふことに、改正いたしましたのでございまして。これも大きな改正の一部であります。

それから次は六、七、八に關連する問題であります。保険料徴収方法の改善を行うことにいたしましたのでございまして。保険料の徴収につきましては、今日までのところでは、いわゆる納入告知書を発行いたしまして、それによつて事業主に保険料を納付せしめるといふやり方をしておつたのであります。ところが、今所得税等の納入と同じように、申告納入の制度をとりまして、事業主に対して、保険料徴収の自主性を發揮していただくと同時に、事務の簡便をはかることとしたのでございまして。これが改正法律第三十四條の規定でございまして、やり方は所得税の納入と同じようなやり方で、申告納入の制度をとつたのであります。

それから七番目は延滞金の額の引上げ問題でございまして、これは三十六條でございまして。これは國稅徴収法に準じて、延滞金の額を引上げたものであります。延滞金額百円につき、一日二十銭とすることとしたのでございまして。これが追徴金の制度でありまして、これは二十四條の四でございまして、すなわちこれは從來の納入告知書を発行してやり方をやめて、申告納入制度にいたしましたので、所得税と同じように、追徴金制度というものを設けることとしたのでございまして。この制度はいわゆる申告納入の制度と表裏をなすものであるものであります。

次は日雇労働者に対する失業保険の問題でございます。日雇労働者の失業保険につきましては、新しく第五章に日雇労働被保険者に関する特例という條章を設けまして、三十八條の二以下

に十五まで、その規定を定めてあるものでございまして。その内容につきまして御説明を申し上げます。まず第一に被保険者の範囲でございまして、これにつきましては、原則として失業保険の制度を行いますときに、一番考えなければなりませんのは、失業保険の給付を行う際には、安定所を必ず利用するといふことが、世界各國いかなる國におきましても、この根本をなしておりますので、原則として公共職業安定所の所在地の日雇労働者をこの適用とする、これが第一の原則であるのでございまして。適用範囲の保障は三十八條の三に規定されております。すなわち公共職業安定所の所在地の市町村及びその隣接の市町村内に居住する日雇労働者が、適用事業所に雇用される場合でございまして。適用事業所と申しますのは、一般の失業保険の適用事業の定義、範圍として前の第六條に掲げられておりますように、常時五人以上の労働者を雇用するところの事業主、これが適用事業所といふことになるのでございまして、この安定所の所在地の市町村に居住する労働者であつて、それが第一の原則でございまして、かしながら適用区域外の地域に居住する日雇労働者でありまして、適用区域内の事業所に雇用される場合がございまして。すなわち適用区域外から適用区域内の工場に通つて働いて来る者もありまします。その者も日雇失業保険法の適用を受けざることにしてあります。それから第三番目は、適用区域外の地域に居住する労働者が、適用区域外の事業場に雇用される場合で、日雇失業保険法の適用を受けざることに

して、三十八條の二以下

に十五まで、その規定を定めてあるものでございまして。その内容につきまして御説明を申し上げます。まず第一に被保険者の範囲でございまして、これにつきましては、原則として失業保険の制度を行いますときに、一番考えなければなりませんのは、失業保険の給付を行う際には、安定所を必ず利用するといふことが、世界各國いかなる國におきましても、この根本をなしておりますので、原則として公共職業安定所の所在地の日雇労働者をこの適用とする、これが第一の原則であるのでございまして。適用範囲の保障は三十八條の三に規定されております。すなわち公共職業安定所の所在地の市町村及びその隣接の市町村内に居住する日雇労働者が、適用事業所に雇用される場合でございまして。適用事業所と申しますのは、一般の失業保険の適用事業の定義、範圍として前の第六條に掲げられておりますように、常時五人以上の労働者を雇用するところの事業主、これが適用事業所といふことになるのでございまして、この安定所の所在地の市町村に居住する労働者であつて、それが第一の原則でございまして、かしながら適用区域外の地域に居住する日雇労働者でありまして、適用区域内の事業所に雇用される場合がございまして。すなわち適用区域外から適用区域内の工場に通つて働いて来る者もありまします。その者も日雇失業保険法の適用を受けざることにしてあります。それから第三番目は、適用区域外の地域に居住する労働者が、適用区域外の事業場に雇用される場合で、日雇失業保険法の適用を受けざることに

して、三十八條の二以下

に十五まで、その規定を定めてあるものでございまして。その内容につきまして御説明を申し上げます。まず第一に被保険者の範囲でございまして、これにつきましては、原則として失業保険の制度を行いますときに、一番考えなければなりませんのは、失業保険の給付を行う際には、安定所を必ず利用するといふことが、世界各國いかなる國におきましても、この根本をなしておりますので、原則として公共職業安定所の所在地の日雇労働者をこの適用とする、これが第一の原則であるのでございまして。適用範囲の保障は三十八條の三に規定されております。すなわち公共職業安定所の所在地の市町村及びその隣接の市町村内に居住する日雇労働者が、適用事業所に雇用される場合でございまして。適用事業所と申しますのは、一般の失業保険の適用事業の定義、範圍として前の第六條に掲げられておりますように、常時五人以上の労働者を雇用するところの事業主、これが適用事業所といふことになるのでございまして、この安定所の所在地の市町村に居住する労働者であつて、それが第一の原則でございまして、かしながら適用区域外の地域に居住する日雇労働者でありまして、適用区域内の事業所に雇用される場合がございまして。すなわち適用区域外から適用区域内の工場に通つて働いて来る者もありまします。その者も日雇失業保険法の適用を受けざることにしてあります。それから第三番目は、適用区域外の地域に居住する労働者が、適用区域外の事業場に雇用される場合で、日雇失業保険法の適用を受けざることに

して、三十八條の二以下

に十五まで、その規定を定めてあるものでございまして。その内容につきまして御説明を申し上げます。まず第一に被保険者の範囲でございまして、これにつきましては、原則として失業保険の制度を行いますときに、一番考えなければなりませんのは、失業保険の給付を行う際には、安定所を必ず利用するといふことが、世界各國いかなる國におきましても、この根本をなしておりますので、原則として公共職業安定所の所在地の日雇労働者をこの適用とする、これが第一の原則であるのでございまして。適用範囲の保障は三十八條の三に規定されております。すなわち公共職業安定所の所在地の市町村及びその隣接の市町村内に居住する日雇労働者が、適用事業所に雇用される場合でございまして。適用事業所と申しますのは、一般の失業保険の適用事業の定義、範圍として前の第六條に掲げられておりますように、常時五人以上の労働者を雇用するところの事業主、これが適用事業所といふことになるのでございまして、この安定所の所在地の市町村に居住する労働者であつて、それが第一の原則でございまして、かしながら適用区域外の地域に居住する日雇労働者でありまして、適用区域内の事業所に雇用される場合がございまして。すなわち適用区域外から適用区域内の工場に通つて働いて来る者もありまします。その者も日雇失業保険法の適用を受けざることにしてあります。それから第三番目は、適用区域外の地域に居住する労働者が、適用区域外の事業場に雇用される場合で、日雇失業保険法の適用を受けざることに

の、きわめて必要なものがあります。すなわち適用区域外の辺鄙な所は、きわめて大きな土木事業を行うもの、あるいは発電所の建設、あるいは鉱山、あるいはといったような大きな事業所がございまして、その事業所を労働大臣が指定して、その事業所に働いておられる日雇労働者をも、この日雇労働者保険の中に加えることにいたしておるのであります。以上の三つのものが日雇労働者の強制被保険者であります。が、一般の失業保険と同じように、前号以外の者につきましては、任意加入の道を講じておるような次第でございます。それが三十八條の四でございます。

それから次は受給資格及び受給要件であります。これは第三十八條の六及び九に規定せられております。失業保険の受給資格は、失業の日の属する月の前二箇月に、その者について、通算して三十二日分以上の保険料を納付したこと、すなわち失業の日の属する月の前二箇月において、三十二日分以上の保険料を納付する、これが失業保険の給付を受ける受給資格であるのでございます。すなわち例を引いて申し上げます。一月にかりに二十日働いた、二月に十二日働いたという場合、三月に失業いたしますと、三月には失業保険の給付を受ける。こういうことになつております。一月に十六日働いた、二月十六日働いたもけつこうであります。一月に二十日、二月は十二日、あるいは一月に十二日、二月に二十日、あるいは一月に計算もけつこうであります。いづれにせよ、失業の日の属する前月、前々月において、三十二日以上働いて保険料を納付する。これ

が失業保険の受給資格であります。それから受給の要件でございますが、公共職業安定所に出願して失業の認定を受けて、失業者であるということがわかりましたときに、失業保険金を受取ることになつておりました、この点につきましましては、一般の失業保険の場合と同じでございます。但し待期間の問題でございますが、待期間の問題につきましましては、一般の失業保険の被保険者につきましては七日間の待期間を設けてあります。しかしながら日雇い生活をするということが多いのであります。七日の待期間を設けるといふことは、実情に沿いませんので、今回待期間につきましては二つの場合を用いたのであります。失業の日の属する月に、通算して五日または継続して五日の待期間ということにいたしましたのであります。すなわち継続する場合には五日間、通算する場合には七日間の待期間を設けた、こういうことにいたしましたのであります。なおこの待期間につきましましては、三十八條の九の末項によりまして、給付がきわめて少いという場合には、この待期間をさらに一日短縮する、さらにまた給付がきわめて多くなりまして、保険料の方があまり集まらない場合には待期間を一日延ばす、こういう規定もありますので、日雇いの失業の実情並びに保険料の納付ともならみ合せましてこの待期間の短縮、または長くすること等も考へておるような次第でございます。それが三十八條の九の末項の規定でございます。

次に失業保険金の支給であります。失業保険金は公共職業安定所において失業の認定を行つた日においてその日分を支給する。すなわち失業保険につきましましては、一般の保険と違ひますので、その日分、その日分を支給する。こういうように日拂ひの計算にいたしております。これが三十八條の九でございます。それから失業保険金を支給する日数であります。これは三十八條の九にありますが、失業保険金を支給する期間は、最長十三日分を支給することにしたのであります。前二におきましては、被保険者が、前二に應じて、十三日を十七日まで延ばすことができます。すなわち四日ごとに一日分を加えて、最長十三日から十七日を限度として失業保険金を支給する。こういうことを講じておるのであります。それが三十八條の九の第一項の規定であります。

次に失業保険金額でございます。失業保険金額につきましましては、一般の場合におきましては退職時の賃金の百分の六十ということにいたしてあります。が、日雇につきましましては、さうなことはきわめて煩瑣でありますので、今回は定額制の失業保険金の制度を取つたのであります。この要綱の四にありますが、三十八條の八でございます。すなわち失業保険金の額は、第一級百四十円、第二級を九十円といたしたのであります。第一級と申しますのは、日雇労働者の一日の賃金が百六十円未満のものであります。すなわち百六十円以上のものにつきましましては、保険金額は百四十円、未満のものは、保険金額は九十円の定額ということにいたしてあります。

次に保険料額及び納付の方法であります。保険料額につきましましては、この日額もやはり定額制を採用いたしまして、賃金百六十円以上のものについては六円、百六十円未満のものについては五円と定めてあります。第三十八條の十一の規定であります。すなわち第一級の百六十円以上のものは六円、第二級のものは五円といたしておるのであります。この場合に保険料の事業主の負担は、第一級、第二級、いずれの場合におきましても、事業主の負担いたします。労働者の負担する保険料額は第一級のものについては三円、第二級のものにつきましましては二円ということに定めてあります。三十八條の十一の第二項の規定でございます。

次に保険料の納入の方法でございますが、これにつきましてはスタンプ制度を採用することにいたしておるのでございます。三十八條の十二であります。事業主は、その雇用する日雇労働者及び自己の負担する保険料と、失業保険印紙とを納付しなければならぬ。と定めてあります。

次に前項の義務を怠つた事業主に対しては、追徴金及び罰則を科す、こういう規定であります。

それから六以降は大体きわめて事務的な問題でございます。六は一般の被保険者との調整の問題でございます。それから第九が失業保険審査官の職権審査の廃止、第十は失業保険委員会の中央職業安定委員会への統合等でありまして、その他多少事務的な規定を整備したのであります。その点につきましましては、説明を省略させていただきます。

ただきたいと思ひます。

○倉石委員長 この際質疑を許します。吉武恵市君。

○吉武委員 私は労働大臣に二、三の点をお尋ねしたいと思ひます。第一、たゞいま御説明を承りますと、保険料におきましては、今日まで約五十億に近い積立金があるように承つておるのであります。今年度は九原則の実施その他に関連いたしまして、相当の失業者が出るであろうことは予測できるのであります。けれども、政府は今年度の保険金をもつて、大体どれくらい失業者を吸収するおつもりでございますか、その点をまず承りたいと思ひます。

○鈴木不國務大臣 現在の予算に計上されております二十一億円の保険給付の國庫負担でございますが、三十万人がその対象として支拂われるということになります。すなわち、なお民間の積立金が予備費として六十億圓同じく特別会計の方針に計上されております。これを使用します場合に、六十万ないし七十万の人々が対象となり得ると思ひます。但しこの場合には政府の國庫負担はこの半分が別に支出されなければならぬことにあります。これはいわゆる義務費でありますから、予算に計上いたしてあれば一番確実でありますけれども、計上してなくても、國家としてはそのことをなすべき方法を講ずべきであると思つております。御質問の御趣旨にお答えいたしますが、究極におきましては、失業の出方によつては、七十万までは吸収、給付するといふ準備を整えております。さしたつては下半期から出て来るところの失業者に対しては、三十万人前後が名実ともに

準備されておる、こういう形になつております。

○吉武委員 そういたしますと、一應本年の失業保険におきましては、政府は二十億の國庫負担をもちまして、三十万人の失業者を吸収する予定であるが、場合によつては、なお積立金その他の剰余金によつて、さらに六十万人を吸収するという事でございまして、前年度におきまして、政府は失業保険を立てられるときに、大体どのくらいの失業者を吸収するおつもりであつて、實際どれくらい支給されましたか、参考のために承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 前年度におきましては、二十万人の予定を立てておりましたのに対して、實際は三月末までに六万人あつたという実績を示しております。

○吉武委員 終戦後毎年相当の失業者があつたであらうという予測のもとに、政府におかれましていろいろの施策を講ぜられ、特に昨年度におきましては失業保険制度も創設されました、二十万人を吸収するつもりでやられましたのが、六万人で済んだことは、失業者が割合少かつたためであらうかと思ひますが、私が政府当局にお尋ねしたいことは、本年度は相当の失業者があつたと思ひますので、前年度の実績をそのまま推移いたしまして、計画を立てることは危険でございすけれども、前年度二十万人を吸収するつもりで六万人で済んだ。従つて失業保険におきましても、五十億に近い保険金が積み立てられておつたという事実にかんがみまして、本年度の失業保険を立てられる上におきましても、政府当局が従

來の千分の十一から十に、保険料を下げになつた点はいのちでありますけれども、この点をもつと御考慮になりまして、あるいは千分の八と申します

が、この点は相當の危険率も見なければなりませんので、どれと申しまして、もう少し引下げられる余地はないのか。と申しますのは、御承知のように今日労働者におきましても、事業主におきましても、保険金の掛金が相當多額に上つてゐるのであります。健康保険法を初め、あるいは厚生年金、その他各種の保険制度がございまして、危険率のない積立てをすることは必要でありますけれども、不必要に積み立てることもないのでありますから、その点をもつと下げる余地があるものか、ないものか、お尋ねいたします。

○鈴木國務大臣 御質問の点は、私も十から十に引下げるといふ場合に、十分検討し、私もそこには検討の余地が十分残されてゐると思つてゐる次第であります。ただ今年度の失業の状況は、昨年、一昨年度の失業の推移とは同じようには考えられない点もあつたために、明確な見通しがつかなくなつたために、また財政当局との折衝も、十分にやる時間もなくつたために、私たちの引下げようという考え方は、この結果にあらなる通り、千分の十一を、千分の十に引下げたといふところにとどまつておりますけれども、この問題は推移を見まして、お説のように労働者諸君、また経営者諸君も同様であります、失業保険の成立つ限り、当面必要のない負担をかけることは本意ではありせんから、さらに引続いて検討いたしまして、引下げ

る方向に向つて努力を続けたいと思へております。

○吉武委員 さらにこれに関連してお尋ねしたいことは、失業保険におきいて非常に苦しい格別であります、相當余裕が生じておる。前年度においてすでに五十億に近い金が残つて、また本年度の終りにおきましても、予備金として六十億に近い予備金を予定されておるという状況でありますので、かりに保険料金が引下げられないにいたしまして、失業金の給付の面において、もつと改善する余地はないものかどうか。今回の改正において、ただいま当局からの御説明によりまして、従前の失業金の支給が平均百分の五十四から百分の六十に引上げられたといふ点は、非常にいい改善であると思ふのでありますけれども、私の計算してみたとすると、百分の六十に引上げられまして、今日六千三百百円ベースを以て計算いたしますと、約三千七百円から四千円程度に終るのであるかと思ふのであります。そうしますと、一方生活保護法における給付は、大体六千三百円程度の支給を受ける家族に合せますと、約四千円近い給付を受けるのであります、この失業保険において労働者はある程度掛金をしておるものであります、その掛金をしておるこの失業保険の給付が、生活保護を受ける者よりも、下まわるようなことがあつてはならないのではないかと思ふのであります、もし失業保険において多少の余裕があるならば、この百分の六十を、さらにもう少し高めることができないものかどうか、この点をお尋

ねたいのであります。

○鈴木國務大臣 御質問の取り扱いをなるべく高めるといふ考え方も、私も根本的には賛成なのであります、その方向に従つてできる限りの努力はしたのであります、また今も考えておる点が二つ三つあるのであります。それからわれわれの考えた点で、関係方面との関係で、残念ながら實現できなかった点も一、二あるのでありますけれども、方向としてはそういう考えを持っております。なお生活保護法との関係につきましても、考慮すべき余地があると思ひます。その点につきましては、政府委員からもう少し数字をあげて私どもの考え方を説明してまいります。

○斎藤(邦)政府委員 生活保護法の生活補助金との額の均衡につきましては、お話の通りであります。しかしながら生活保護法によりまして生活補助金の、四千三百三十三円という金額は、大体において無一物者についての最高の額といふことになつております。今回の改正によりまして、賃金手取りの大体七二・三％になりますので、大體生活保護法の普通の生活補助金とは、調整がとれて来るようになるのではないかと、かやうに考えておる次第であります。

○吉武委員 なおこれに関連してもう一つお尋ねしたいのであります。ただいま御説明のうちに、前年度においては二十万人を吸収するつもりであつたのが、わずかに六万人程度に終つたといふこと、これに非常に喜ぶ現象ではございしますが、私の憂うるのは、もしほんとうに失業者がその程度の吸収で済んだといふことならばいいのであります

けれども、もしこの法律の趣旨徹底を欠いたために、實際は掛金をかけて困つておる者がおるにもかかわらず、その手続のめんどうとか、あるいはまた支給を受ける方法等がむずかしくて、これを受けないでおるという結果にあつたといふ事ならば、これははなはだ遺憾に思ふのであります、政府はこの失業保険の普及徹底について、もう一段と御努力をお願いしたいと思います。

なおもう一つついでに労働大臣に御考慮をお願いしたいのは、この失業保険制度に關連いたしまして厚生年金の制度のあることでもあります。労働大臣も御承知かと思ひますが、日本におきましては失業保険制度が創設せられる以前に、日本獨特の制度として、財界におきましては退職金の制度があつたのであります。これはよその國にはあつた例を見ない。これは一つには退職したときの生活のたてにすると同時に、長年勤続いたしました者に対する一つの恩恵として、生れて來たものでございしますが、この退職手当の制度が、昭和九年だつたかと思ひますが、法律によつて制度化されて、すべての事業についてこの退職金の制度が、退職積立金法として成立したのであります。ところがこれが戦時中に厚生年金に吸収されて、今日残つておるのであります、これが厚生省の所管に属してありますために、失業保険と類似いたしまつたこの労働者の福利の制度が、何だか労働行政の面から遠ざかつて行く感があるものであります。私は先年この厚生年金の制度を調べました際に、二年ほど前ではございしましたが、すでに三十億の金がたまつていたように思ひま

その次の延滞料の問題は、これにも
ちろん労働大臣のお話の通りである
だけ早く納めて、できるだけ早く支拂
うということが目的でありますけれど
も、どうも常識的に、いかにも高いよ
うに考えられますので、その点も、も
し考究される余地があるならば、
これはなければやむを得ないと思いま
すが、考究される余地があるならば、
考究してもらいたい。前の問題はぜひ
実現していただきたい。こういう希望
を付しまして、私の質問を打ち切りま
す。

○倉石委員長　これで休憩いたしまし
て、午後は一時三十分より再開いたし
ます。

午後零時三十二分休憩

午後二時十五分開議

○倉石委員長　休憩前に引続き会議を
開きます。大橋武夫君。

○大橋委員 私は失業保険法の改正案

について、二、三御質問をいたしたいと存じますが、その前にまず緊急失業対策法について一言伺いしておきたいと思ひます。その第一は、緊急失業対策法がこのたび提案せられましたか、この中にあります失業緊急事業並びに公共事業が今年度の予算によりまして、事業費において昨年より大分減少してあるように思われるのでございす。特に本年事業費が減少いたしました。この法律を制定しなければならぬという事情はこれは現下の失業問題の重要性に照して、さような結果になつたことと存するのであります。この公共事業並びに失業緊急事業についての労働当局の現在の御計画、ことに今年度についての御計画の概要を、まず伺いたしたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 公共事業は、本年度におきましては五百億になつておりました。去年は追加予算等をまぜますと大体四百九十五億、今御指摘の通り金額といたしましてはほぼ同額であるのであります。単價の値上り等がありまして、その意味から申しますと、労働の需要量といたしましては、昨年よりむしろある程度減少しておるといふ形に相なつておるのであります。しかしながら公共事業につきましては、本年度と去年度の予算を対照比較してみますと、農業関係ではきわめて著しく減額を示し、さらに住宅営繕等におきまして、きわめて減少を示しておるのであります。失業者吸収という面から見まして、きわめて有望であります。道路の事業、これにつきましては昨年度が二十億でありましたのに対し

まして、今年は五十六億ということに

相なりました。道路の面を考へてみますと、三十億の増になつておるわけでございます。そうしてまた昨年度農林土木は百十七億でありましたのが、今年度は九十九億というふうになつて参つております。農林土木は御承知のように、受益農民を使用する率がきわめて多いのであります。失業救済という面から申しますと、道路の事業が主だといふことはきわめて有望なのであります。従つて失業が深刻になるというこの際でもありますので、特に失業者吸収というものをねらひまして、今回行政措置でありましたものを法律に明文化した、こういう次第であります。なお失業緊急事業でございますが、これは昨年度は約六億程度でありましたが、今年度は八億八千万程度になりました。これによりまして大体昨年度実施いたしましたと同じような知識階級緊急事業、都市の簡易公共事業、共同作業施設等を実施いたして参りたい、合

○大橋委員 従来公共事業につきましては、一年を各四半期にわけまして、そのたびに一々手続をして認証をとつて、しかる後に工事を始める、こういう順序がとられておつたわけであらう。その際におきまして政府側の手続が、あるいは手間取る、あるいはこれに關する補助金の交付等が遅れるというによりまして、現実には工事の竣工いたしますのが、予定された時期よりも非常に遅れておる場合が、少なかつたと存するのであります。このたびの失業対策法案の第八條を拜見いたしますと、労働大臣は事業の開始または停止の時期を定めることになつ

ておりますけれども、従来の経験から

見ましてはたして労働大臣の予定せられます——停止はともかくといたしまして、開始の時期に、この種の手続が完了いたしました、誤りなく適当な時期に開始せられるような保証について、労働省のお考えを承りたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 私からお答え申し上げます。ただいま御指摘の通り、公共事業につきましては、従来とも非常に工事の施行が遅れるということがありまして、私もまた安本にいろいろお願いをして参つたのであります。労働省所管の予算に実は組んであるのでございす。公共事業は御承知のように、経済安定本部に組んでおりまして、各省から経済安定本部総務長官に認証をお願いするといふ形でありま

度の吸収率を定められておつたものと

でございす。このたび事業費が一方において減少しておる。しかも失業率が全国的にふえておる。ことに農村方面等におきましては著しく事業が狭められておる。こういう関係からい

○大橋委員 次は公共事業におきまして失業者の吸収率の問題でございます。先ほどの御説明を承りますと、従来とも公共事業には、一〇%から五〇%程

て、一前二月の各月において十八日以

上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は一般の被保険者として取扱つて日雇労働者として扱わない、こういうことに規定をせられておりますが、この多数の日雇労働者を雇つております事業主の個々の人々につきまして、過去数箇月に何日間出ておるかというのを調査いたしますのに、一つの現場においてだけならば、調査は簡単でございますが、幾多の現場を同一事業主が経営いたしております場合に、これらの各現場を通じて調査をしなければならぬといふことは、さうぶる煩雜ではないかという意見がある次第でございます。この点についてお考えを承らしていただきたいと思います。

○斎藤(邦)政府委員 日雇失業保険の運営に關しましては、ただいま御指摘の通り、なるべく手続を簡単にして事業主にもあまり迷惑をかけず、また労働者にも喜んで利用していただくというふうな仕組みに、運営して参りたいと考えておる次第でございます。ただいまお尋ねの点の、現場が轉々としてかわるといふことで、第三十八條の二の但書の規定の運用が困りはせぬかといふ御指摘であります。大体この場合の同一事業に雇用されるという觀念につきましては、賃金台帳等をもととして計算をして参りたい、かように考へております。私も事務当局といたしましては、さして事業主に負担を強くかけるといふことは、今ないのではないであらうかと考へております。主としてこの認定は、賃金台帳等によつてやつて参る。かように考へておる次第でございます。

○大橋委員 ただいまの御説明によりますと、三十八條の二で、同一事業主に雇用された者というは、賃金台帳を備えつけておる事業場ごとに、同一事業主であるかどうかということにきめるのだ、こういう御回答であつたように理解をいたします。各事業場におきまして、その多数の労働者の賃金を管理しますその賃金台帳を備えてある場所ごとに、本條の適用を決定する場合に、これは容易に判別ができるものと存じますが、そういう有権的な御解釈と承つてよろしいわけでございますか。

○斎藤(邦)政府委員 この場合の同一事業主と申しますのは、ただいま大橋委員からお話のありました通り、労働者に対して賃金の支拂いその他の事務を直接に処理いたしまして、指揮統轄と申しますが、そういう仕事をやる。すなわち賃金台帳を備えておるような事業所、こういうふうな私どもは考え、今日までまたそういう意味において運営をして参つております。

○大橋委員 次に第三十條の保険料の額の点を、重ねてお伺いしたいと思ひます。この点につきましては、午前中に吉武委員からも御質問がありまして、それへお答えがあつたのでございますが、一昨日の委員会におきまして、商工次官からいろいろ事業のうちで、失業者を救済すべき事業の種類が相当ある。ことに輸出の關係におきまして、労働者の雇用率が非常に高くなる見込みのある事業がある。こういうことをおつしやいました。各種の産業のうちで、この経済安定に伴ひまして不況に陥る事業と、むしろ労働者をふやさなければならぬ事業とが、相当

出て来ると思ひますが、これらの事業について、このたび保険料を一律に決定せられておる。これは從來も一律になつておられますが、これは事業の將來失業の起る見込みのいかんによつて、ある程度までかえつて行くというやうなことは、考えられないかということをお伺いしたいのであります。

○斎藤(邦)政府委員 保険料の率の問題でありまして、將來振興する産業、あるいはまた不況になる産業、そういうふうな事業別に差等を設けたらどうか、こういう御意見と拜聴いたしたのであります。御承知のように失業保険は失業労働者全般を考へて、何と申しますか、社会連帯といつたふうな意味合いにおきまして、運営せられるべきものであると考へておりますので、事業ごとに保険料率をかゑるということにつきましては、目下のところは考へておりません。しかしながら將來をうしろしたる情勢の変化によりまして、十分考究は続けて参りたいと思ひております。

○大橋委員 次に第三十二條でございますが、第三十二條の第一項の規定によりまゝと、保険料は、被保険者と事業主とがおの／＼二分の一を負担するのを原則とする。この原則とするというの、どういう意味でございますか。

○斎藤(邦)政府委員 保険料の負担につきまして、原則とすると書きましたのは、これは御承知のように、その三十二條第三項にありますが、に、差額計算をいたしますときに、多少の差が出た場合には、その差額は事業主の負担とする、こういうふうに書いておるのであります。その意味にお

いて二分の一を負担するのを原則とする、こういうふうに書いておる次第でございます。

○大橋委員 三十二條第二項の金額と、同條第三項の金額とは、場合によつては違ふことがあり得ると思ひますが、その違ひはきわめて僅少でありまして、まったく技術的な理由から来た違ひにすぎないのであつて、この三十二條第一項の精神は、労資の保険料に対する負担の割合は、どこまでも均等に行きたいという精神を表わしたものであると思ひますが、その点はいかがですか。

○斎藤(邦)政府委員 一般の失業保険の被保険者につきましては、あくまで第三十二條の一項にありますが、均等の負担といふことを、原則として参るべきものと私どもは考へておる次第でございます。

○大橋委員 事業主と労働者の負担割合は、均等にするのが原則であると言われましたが、それは何かそういう規定ができたにすぎましては、從來からいふ／＼な理論とか、あるいは精神とか、それをひとつ御紹介を願ひたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 私、諸外國のそのうしろ／＼な実例につきましての原則の精神を、詳細には承知いたしておりますが、こういう失業保険のごとき連帯の精神の強いものにつきましては、あくまで労資が均等の立場で、その負担をして行くべきものではないか、社会連帯の思想、こういうものでないか、かように存じておる次第でございます。

○大橋委員 次に第三十八條の日雇労働者の点でございます。日雇労働者の保険料並びに保険金の額についてお伺いしたいと思ひますが、その前にこの保険料の決定せられた数学的な基礎並びに保険金を決定せられた数学的基礎を、御説明願ひたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 ただいまお配りいたしました日雇労働被保険者に対する失業保険保険料額の算出基準につきまして、資料によりまして、御説明申し上げたいと存じます。前段に抽象的にその大體の氣持が書いてありますが、日雇労働者の失業保険保険料額の算定につきましては、大體において一箇月を單位として収入收支のバランスを現わすようにいたしてあるのでございます。まずそこでこの算定の基準につきましては、失業保険の保険金給付額の百四十円の場合、九十円の場合、すなわちAとありますのが法律の第一級のものでございます。Bが第二級のものでございます。そこで収入の部でありまして、これにありますが、失業保険保険料総額をNといたしまして、被保険者数をM、一箇月の平均稼働日数を十八、一日一人当り失業保険料額をPといたしますと、NはP・A・Mと表わすことができ、NはP・A・Mと表わすことができ、NはP・A・Mと表わすことができます。

このうちで特に申し上げたいことは、一箇月の平均稼働日数を十八日とはじいてあることでございます。これは日雇労働者の性質によりまして、いろいろ違ふのでありますが、大體におきまして、二十日前後働くというのが普通の統計に相なつております。しかし保険経済をいたしましては、そこにある程度の危険率を計算することが必要でありますので、それを十八日としたのでございます。

支出の部といたしましては、支出される失業保険金総額をRといたしまして、日々失業する者の率を三十分の十二、すなわち前に収入の部にあります十八日稼働で、稼働しない日数を十二日、こういうふうに見込んであるわけでございます。三十分の十二でありまして、率といたしましては〇・四という比率になるのでございます。その三十分の十二の離職者のうち、安定所へ出頭する者の率を八〇％と見ます。その八〇％の安定所に出頭する者のうち、被保険者の受給資格ある者となるのは、大體九五％と見まして、そのうちに安定所の紹介によつても就職のできない率を七五％とみまします。そして保険金は百四十円でありまして、それを次のような方式で計算いたしまして、大體保険料は一人が三円といふふうになりました。一級の場合には仕組みにいたしたのでございます。

次は第二級の百四十円未満の日雇労働者に対しては、九十円の級であります。その計算につきましては、以上Aについて申し上げたものとほぼ同じように計算しております。ただ一点違ひますのは、裏にありますが、安定所への出頭率を九〇％と見込んでおる点でございます。日雇労働者のうちにおきましては、割に賃金の安いいわゆる雑役労働等は、安定所を利用する率が多いのでございます。それから、その点だけ一應九〇％としまして、あとはすべてA級、第一級の場合と同じようにデーターをいたしておるのであります。そして一箇月を單位

といたしまして、收支のバランスの合
りように、保険料と保険金を定めてあ
るような次第でございます。

○大橋委員 一應の計算の基礎は今の
資料でわかりました。この法律に定め
られてある金額を見ますと、他の工場
労働者の場合におきましては、掛金は
百分の二であつて、保険金は百分の六
十でありますから、ちょうど一回の保
険金の金額というものは、一般労働者
の場合におきましては保険料の三十倍
である、こういうことになるわけであ
ります。しかるに日雇労働者の場合
におきましては、百四十円の日額を得
るための掛金が六円であり、九十円を
得るための掛金が五円である。第二級
の場合は十八倍、第一級の場合は二十
三倍で、著しく違つておるように思わ
れるのでございますが、これはどうい
う理由でございましょうか。ちよつと
伺いたしたいと思います。

○斎藤(邦)政府委員 日雇いにつきま
して保険給付がえらい少いような感じ
がするといふお尋ねのようでございま
すが、大体におきまして、日雇労働者
の平均賃金は二百二十円程度になつて
おります。二百二十円をかりに基準と
いたしまして、百分の六十ということ
にいたしますと、百三十四ということ
に相なるのでございまして、その点か
ら申しまして、日雇いの方が一般より
も不利であるといふことにはならない
で、むしろ百分の六十よりも多いとい
ふことが、言えるのじやないだらうか
と考へておるのでございます。それか
ら一般の方におきましては、受給資格
者となりましては、六箇月の被保険者
である必要を要件といたしてお
るのでございますが、日雇いにつきま

しては、大体におきまして、離職前の
二箇月間におきまして、わずかに三十
二日働くことによつて資格がつくとい
うことでありますので、私どもの方と
いたしましては日雇いの失業保険の方
が特に不利であるといふことを考へず
に、むしろ日雇いの方が一般よりも有
利な面が多いのではなからうかとい
ふに考へておる次第でございます。

○大橋委員 ただいま日雇いの方が
かつて有利であると言われましたけれ
ども、保険料と保険金を比較したた
場合には、明らかに数字的に不利であ
るという結論が出ると思つてござい
ますが、いかがでございましょうか。

○斎藤(邦)政府委員 保険料の給付の
面につきましては、私ども今申しまし
たように、そう不利な点はないとい
ふに考へております。保険料が少し
高過ぎはせぬだらうかといふことであ
りますが、これにつきましては、大体
において日雇労働者につきましては、
日々失業する率、失業率といふものを
三十分の十二というふうに見込んでお
りまして、この点はたしかに一般の失
業率よりも高いのでございます。すな
わち一般の被保険者につきましては、
失業率を三・五％に見ております。し
かしながら日雇いの方は三十分の十二
でありますから、四〇％になりまし
て、その点は一一般よりも失業率を高
く見ておることは確かでございます。し
かしながら日雇いにつきましては、將
來失業が深刻になり、さらにまたい
ろいろな事業等もなか／＼思うように興
すことができないといふことを考へま
すときには、日雇いの方が一般の失業
率よりも率としては高くしておくこと
の方が、保険経済としてはよく行く

のではないだらうか。こういうふう
に考へておる次第であります。一般より
失業率を高くは見ておりますが、保険
経済算定の基礎となる失業率を下げ
ておきますと、結局におきまして、將
來日雇労働者が増加した場合、労働
者、事業主の方の負担が逆になつて行
くといふこともありますので、大体に
おいて三十分の十二といふものが失業
率としては適當ではないだらうかとい
ふに考へておる次第でございます。

○大橋委員 保険料が高い安いの結局
の中心問題は、失業率をどう見るか
といふ点だと思つてございしますが、大
体日雇労働者の現状を見ますと、失業
といふことを考へない場合におきま
しても、日雇労働者の一箇月の就業日数
といふものは、大体二十日ないし二十
二、三日といふところじやないかと思
うのでございします。この程度の出勤
ならば、失業とは見ないといふのだと思
うのでございしますが、ここに保険料の
料率算定の基礎といたしまして、一箇
月十二日を失業といふふうに見ます
と、結局現在稼働している日数が二十
三日、そのうちさらに十二日休むとい
うことになりまして、日雇労働者は一
箇月にほとんど十日ぐらいいしか就職
しないといふ結論になるじやないかと思
います。その辺のところはどうです
か。

○斎藤(邦)政府委員 日雇失業保険を
今回にわかに創設したいと考へま
した根本の理由、動機は、実は御承
知のように、レーバー・ボスの禁止と
いふことから、始まつておつたのでご
ざいます。御承知のように、日雇労働者
はレーバー・ボスに相当使われており

まして、今お尋ねのように、一般の日
雇いにつきましては、一箇月間に二十
二、三日しか働かないといふことも
ありますけれども、レーバー・ボスに
使われております労働者は、大体にお
いて仕事をしないとき、あるいはまた
雨が降つたようなときには、親方にめ
んどろを見てもらふといふことが、き
わめて多かつたわけでありまして。そ
で今回といたしましては、三十日のう
ち普通二十日程度の平均稼働でありま
すが、それを一應十八日の稼働とい
ふことにいたしました。その残りの十二
日だけは、その仕事をしないときの生
活をひとつ保障してやろう、こういう
ふうに考へた次第でございます。

○大橋委員 ただいまの政府委員の説
明を伺つておりますと、大体今まで通
り日雇労働者は働かざるをばし失
業といふ意味でなく、休んでおつた場
合にも、今後は失業者として失業手当
がもらえる、むしろ今まではただで休
んでおつたのを、今後は手当をもら
いながら休むといふ結果になるように承
つたのでありますが、はたしてそれで
ございましょうか。

○斎藤(邦)政府委員 ただいまの点は
説明がはなはだ不十分であつたと思
います。働かないで、ただ手当をもら
うといふことではないのであります。し
て、保険経済の計算といたしまして、
二十日稼働を、大体において十八日稼
働と計算してやつて行こうといふので
あります。働かないでこの手当をや
らうといふのではないのであります。
すなわちこの保険法におきまして、五
日ないし七日という待期制度を設けて
おりますのは、その趣旨でありまし
て、單に情民を養成し、あるいはまた

働かないで手当をやらうという趣旨で
は、決してないのであります。

○大橋委員 もう一度はつきり伺いた
いのでありますけれども、一箇月に十
二日ぐらいい休むといふのは、これは常
態なんでありまして、それとも失業状
態なんでありまして、その点について
の御意向を伺いたい。

○斎藤(邦)政府委員 十二日ぐら
い休むというのが常態だと、私どもは考
えておりません。先ほど申しましたよ
うに、現在のところでは平均稼働が二
十日ないし二十二、三日といふこと
になつておりますが、將來失業が深刻
になりますれば、そう思うようにはな
かなか稼働することができないだらう。

○大橋委員 そういたしますと、二十
日ないし二十二、三日と言いますが、
この保険料率をおきめになりました際
の通常の稼働日数は、幾日と計算され
ておりますか。

○斎藤(邦)政府委員 保険経済の建
前としては、Aの収入の部にあります
一箇月の平均稼働日数十八日を立てて
おるわけでございます。

○大橋委員 十八日出た場合には、こ
れは失業の状態なのであつて、失業で
ない状態ではないといふのじやないで
すか。

○斎藤(邦)政府委員 保険経済とい
たしましては、現在のところ平均して十
八日働くといふことにいたしまして、
失業する率——失業といふものの中
には二種類の意味があると思つたのであ

ます。すなわち天候その他の事故によりまして、働きたいけれども働けない日、すなわち二十二、三日はどうしても働かなければ生活して行けないのだ、そのうち十八日くらいは何とか働ける、あとの四、五日なりというものが、いわゆる天候その他で仕事がないというふうなことで、働けない日が出て来るという意味において、三十分の十二、すなわち二の支出の部の平均受給日数を五日という事で計算しておりますのは、その理由であるのであります。すなわち十二日を全部まゐる手当をやるというのではなく、平均五日ぐらいの手当をもらえる仕組みに保険経済をつくっておけば、それによつて、大体一箇月の生活というものは立つて行くのではないだろうか。こういう考え方でございます。

○大橋委員 そういたしますと大体日雇労働者は二十三日間働かなければならない。ところが実際は十八日くらいになるだろう。そこであとの五日分を失業手当でやつてやる。こういうお考えでございませうか。

○斎藤(邦)政府委員 ただいま大橋委員のお尋ねの通り、大体において最近におきましては、十八日程度の稼働で、五日程度の補助をしてやる。こういう考え方でございませう。

○大橋委員 失業保険について一番大切なことは、ほんとうに失業のために働けない場合に、手当をやることだと思ふのでございませう。従来からも働きのまま働きの入らないの日に對しても、失業手当を出すという事は、これは失業保険の行き過ぎだと思ふのでございませうが、今のお話を伺いまし

て、従来は二十三日働いておつたのだ、そこで今度失業のために十八日しか出られない、あとの五日間はどうしても従来働いておつた者が働けなくなつたから、失業保険の給付をしなければならぬのだ、こういう御説明と承つてよろしいでしょうか。

○斎藤(邦)政府委員 失業保険につきましては、御承知のように働く意思のない者にまで手当をやるという意味ではございませう。失業保険の給付を受けますには、公共職業安定所に参りまして、就職の申込みをし、安定所におきまして、どうしても仕事がない場合においてのみ給付するといふのでありますから、そういう情状と申しますか、十八日働いて、あとはただ五日間の手当をやる、そういう趣旨のものではない。かように御了承願ひたいと思ひます。

○大橋委員 私の最も心配いたします点は、働く日雇労働者の犠牲において、意ける労働者が手当をもらつて、意けることがあつてはならない、こういう点なのでございませうが、この点につきましては、運用上もいろいろ注意すべき問題があると思ふのでございませうが、もう一度重ねて伺ひたいのは、一体この案を立案されるにつきて、日雇労働者は一箇月に幾日働くといふことが常態であるとしてやられたのであります。これについての統計資料その他の資料がございまして、御配付を願ひたいと思ひます。

その次にお伺ひしたい点は、第三十八條の十一でございませうが、これを見ますと、保険料額は第一級の労働者については六円、第二級の労働者については五円、そしてそのいづれの場合においても、事業主の負担はおの三円であることが第二項に規定してあります。先ほど御説明のありました通り、この保険の根本の精神は、労資の共有共栄という見地から、労資双方の保険料の負担を平等にするのが原則である。その原則に照しまして、この三十八條の規定は大きな例外をなしておるように思われるのでございませうが、特に日雇労働者につきまして、何ゆゑにかかる例外を規定しなければならぬかという点についての御説明を承りたい。

○斎藤(邦)政府委員 大橋委員の先きの御質疑にありましたように、日雇労働者の失業保険によつて情民を養成してはいかぬといふ点につきましては、さうなつても十分運用して参りたいと思ひます。

なお稼働日数の問題でございませうが、これにつきましては、労働省の調査したところによりますと、二、三日というのが稼働日数になつておりますが、詳細の資料は追つて書面でお届けするようにいたしたいと思ひます。

なお三十八條の十一の御質問でございませうが、これにつきましては、私どもはさうなつても考慮したのでございませう。すなわち百六十円未満のいわゆる低賃金の労働者を雇ひまして、それによつて保険料の負担を軽減せしめたいといふことがあつては相ならぬではないだろうか。御承知のように百六十円未満の日雇労働者は、雑役的な労働が多いのでございませう。すなわち個人の技能といつたようなものは問題ではなく、要するに簡単に申しますれば、頭数でもいいといつたふうな日雇労働

が多いのでございませう。従ひまして保険料を安くするために、安い労働者を雇うといふふうなことになる。百六十円未満の雑役、あるいは百六十円以上の雑役—今雑役を考へてみますと、どちらでもいいといふ場合が多いのではないだろうか、従つて保険料を安くするために安い労働者を使う。こういうふうなことになる。いふやうに、そういう意味合から、第二級について事業主にとつても第一級と同じように三円の負担、但し労働者の方では二円の負担、こういうふうにして次第であります。

○大橋委員 そうしますと、これははうつておくと—この保険料の二級、一級の事業主の負担額に差をつける。それがために賃金の引下げが行われるおそれがあるから、そこで一緒にしておいた、こういうたゞいまの御回答であつたように承るのでございませうが、この法律には賃金を切り下げないやうにとり趣旨も入つておるわけではございませうか。

○斎藤(邦)政府委員 ただいまお尋ねの賃金を引下げないやうにという趣旨のものは、これが失業保険法の建前上、さういふ実体的な意味はこれにはないのでありまして、こういう例外を設けたその氣持におきましては、さういふ弊害が起らないやうにという氣持で、第二項といふものができておる。引下げないといふといふ実体的な意味においてのものではなくして、せつかく日雇失業保険といふものをやりまして、御承知のレーバー・ボスから日雇労働者を解放しよう、こういう際でありませうので、さういふ意味を含めて、特

別な例外といひまして、保険料額といふものをさういふふうにきめたい、かよいたした次第でございませう。

○大橋委員 そういたしますと、日雇労働者の賃金といふものは、むしろ上下の差が割合に少ないのであります。賃金の實際上の差の多いのは、工場労働者、その他技能的な労働者に多いのであります。それらの場合において賃金を引下げてもよろしい、日雇労働者の場合だけは、賃金を引下げるやうなことはいかぬ、さういふふうな結果になるのじやないかと思ひますが、どんなものでございませうか。

○斎藤(邦)政府委員 一般被保険者につきましては、社会連帯の大きな精神で一律に計算をいたしておりますが、日雇労働につきましては、実に複雑多様な様相を帯びておるものであります。しかもまた先ほど申し上げましたやうに、百六十円未満の者といふのは、平均賃金が二百二十円程度でありますので、百六十円未満の者はあまりないといふことも頭に入れて、それからまた百六十円未満の者を使うことによつて、事業主が保険料を軽減せしめようといふことになつてはならぬ、さういふ意味合いであるのでございませう。すなわち一般について、下げていいといつたふうの意味では全然ないのであります。純粹に日雇労働者のものの特種性から、事業主にさういふことがあるやうになつては、せつかくこの保険制度がうまく行かぬのではないだろうか、さういふ意味であるのでございませう。

○大橋委員 どうも今の御説明は、不幸にして私にはよくわからないのでございませうが、一般の保険において労働

資対等の原則で行くのかにもかかわらず、特に日雇労働者の場合だけ、そうしなければならぬとすると、それは結局、日雇労働者を使つておる事業主の従来の方々が、ややともすれば労働者の賃金を、不当に切り下げて行くようなおそれがある。こういうふうな労働省では御認定になつておるわけでございますか。

○斎藤(邦)政府委員 ただいま御指摘のような認定をしようということ、考へておるのではないのであります。日雇労働者そのものの特殊性からいたしまして、すなわち安い日雇労働、特に雑役であります。これにつきましては、使用する事業主にとつては、どちらでもよいという場合が相当多からうと思つてございまして、どちらでもよい、特殊の技能ということではなくして、頭数といった意味合いが、ありますので、事業主にとつては百六十円以上の者であるが、百六十円未満の者であるが、事業主の方の負担は区別する必要がない、労働者の方に ついては、むしろ百六十円以上の者は三円という均等負担という原則で行く。百六十円未満の者については、み、労働者の方を安くしようという意味であるのでございまして。さういふ認定をしようという考えではなくして、使つておる事業主の側に立つてみれば、大した違いはないのではないだろうか、こういう意味であるのでございまして。

○大橋委員 事業主の場合では違ひがないというお話でございますが、これは一應承つておきます。それから最後に罰則の問題について承つておきたいと思ひます。第五十四

條の第一項第一号によりますと、被保険者となつた日雇労働者というものは、自分でもつてこれを職業安定期に届出をして労働手帳を受ける、その手帳を怠りますと、六箇月以下の懲役または三万円以下の罰金になる。これは他の罰則に比較いたしますと、少し苛酷ではないかと思はれるのでござい

ます。特に日雇労働者などは、この種の法律の知識にはうといのでございまして、とかく怠る場合もあるわけでありまして、また怠つたといつたしましても、その場合は結局自己の不利に帰着するわけではございまして、かかる苛酷な懲役刑をもつて罰するほどの罪ではないように考えられるのでござい

ますが、この点についてなお一段の御説明を伺いたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 第五十四條第一号の罰則につきまして、はげしい罰則ではないだろうか、こういうお尋ねであつたのであります。御承知のように、最近関係法令すべて罰則を高めて参つておりました、それらの歩調を合せておるような次第でございまして、最近つとにかような趣旨において、改正を加えておりました、その線に沿つて改正を加えたにすぎないのであります。しかしながら私どももいたしましては、こういう第五十四條第一号のよう

な罰則を科することを目的としておるのではございません、またさうしたことをすぐ発動しようといつたような意味合いもないのであります。單に法の秩序をいたしまして、よその均衡をとつて定めたものであります。この運用につきましては、日雇労働者に

こういうことのむしろないようにより、あくまで公共職業安定所においていろいろ指導を加えて参る。こういうふうな

指導を加えて参る。こういうふうないたしたいと思つておる次第であります。

○大橋委員 参考のために、これと均衡のとれておるといわれますところの、他の法律の條章をお調べ願ひたい。なお自身の考へをいたしましては、他の労働法規におきまして、事業主に対する罰則については、いろいろ懲役刑のあるものも多いと思ひます。統違反に對して、懲役を科するといふ

ような罰則は、たゞいまれではないか、こういうふうな思つております。私の質問はこれで……。

○斎藤(邦)政府委員 この五十四條の罪則の点であります。これは現行法がすでに六箇月といふことで規定されておりました、この改正で上りましたのは、実は三万円といふのが、上つただけであるのであります。従来はこ

こは五千円以下といふことになつておりましたのを、三万円といふことになつたのであります。

○大橋委員 この三十八條の三の二項といふのは、現行法にはないはずではないのですか。

○斎藤(邦)政府委員 第一号はたゞいまお話のように現行法にはありませんが、この五十四條の現行法の規定をちよつと読んでみますと、「この法律の

規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合」こういうことに

現行法では規定されておりました、大体は同じ性質のもの、五十四條の第一号で規定されておるような次第であります。

○大橋委員 それはどうも驚いた御説明なのであります。今言われました現行法のそれらの規定は、多くの場合において事業主に適用されておりました、さうしてそれがたゞ「被保険者

に適用される場合は、保険給付その他の関係上、役所の方で積極的に報告をするとか調査に行く、それに対して向うが拒んだ場合なのであります。この

三十八條の三の第二項の規定に違反して届出をせずといふのは、役所において何らの措置もない、つまり日雇労働者が自発的にやる行為なのであります。それに対して、この受身としてやる行為と同じ罰則を科するといふことは、少し乱暴ではないか。ことにこれ

らの場合において、相手に、なるのは日雇労働者ばかりであります。これらの人は法律などには一番不得手な人たちなのであります。これらに對する罰則としては、少し苛酷過ぎる、むしろこれは五十四條の第一号として、これを入れたことが誤りなのであ

つて、別に罰則をお考へになつた方がよかつたのではないか、こういうふう

に思われます。

○斎藤(邦)政府委員 ただいまの大橋委員のお尋ねであります。現行法の五十四條は、被保険者その他みなを適用して、被保険者、受給資格者、その他の関係者、全部について、今のような規定で縛つておるわけでございます。しか

か、ながらただいまお尋ねのような御趣旨もありますので、日雇労働者のこつち五十四條第一号のような問題につきましては、將來とも罰則全般の問題として、十分研究したいと思ひ存ずる次第でございまして。

○三浦委員 私は大体の方針についてお伺いしたいのです。緊急失業対策法案の説明にもありました通り、公共事業と失業対策事業と二つにわけるといふのであります。今度の政府の予算面において約五百億の公共事業費といふようなことが載つておるようであり

ます。この五百億の公共事業費といふのは、實際において従来の継続事業、あるいは從來やつておるところの仕事の方面に、多くとられるのではないかと、さういふふうなことから考へて

みますと、予算面におきまして、緊急失業対策法に關する失業対策の予算としては、大体どの程度のことを考へておるか、また同時にその予算はどういう

方面から捻出しようとするものであるか、その点に對して御説明願ひたいと思ひます。

○山崎(岩)政府委員 三浦委員にお答へ申し上げます。ただいま公共事業の費用につきましては御質問でござい

まして、まことにごもつともな御疑いであると思つております。本法案を設けました趣旨は、失業者がますます出

て参りました、社会的な負担が増大した場合には、それに應じて適切な処置をとらうという決心のもとに、本法案を提案いたしましたのでござい

も、政府として責任を持つてやろうという考えを持って、本法案を提案いたしております。従つて御質問にございまして、その財源等の点、一体どれだけの金額を予想しておるかという点につきましても、政府におきましても、たゞいま眞剣に研究を遂げておりまして、失業者の統制に参りました時期を逸して、臨時應援に機を逸せずしてやるだけの考えのものと、たゞいま案を出しておる次第でございます。従いまして、たゞいまの御質問に對しまして、具体的に私の方からお話を申し上げることができないのは遺憾であります。その点まゝり次第、私の方からまた御報告申し上げたいと思ひます。

○三浦委員 その点はそれでよろしいのですが、従来の公共事業、いわゆる継続的な事業と同時に、今度新しく失業対策の事業としての公共事業を設けるという点に對して、つまり従来の継続事業、それから同時に新しく公共事業を起す、そういう事業に對する計画が、もしおわかりでしたら、お示しを願ひたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 私どもが將來失業対策事業として、どういふ仕事を起すか、どういふことを考えておるかという点の御質問でございますが、失業対策事業の要件は、この法案の第四條にありますように、できるだけ多くの労働力を使用するといふことが第一点、第二点は第四條の四号にあります「事業費のうち労働費の占める割合が、労働大臣の定める率以上のものである事業」この二つが法案に書かれてあるものであります。この線に沿つて私どもは、失業対策事業としては、將

來どんな事業が適當であらうかということ、目下抽象的ではあります。考究をいたしておる次第であります。それを申し上げますと、大体この事業は都市方面の事業が多からうと考えておりますが、都市方面の被災地等の整備事業、あるいは重要都市の街路整備事業、あるいは下水等の溝渠清掃、塵芥、汚物処理といったような、都市の環境衛生施設の整備事業、あるいは公園、運動場等の緑地の整備事業、こういったもの、それから知識階級の失業緊急事業、これは從來ともやつておる事業であります。さらに共同作業施設の事業、それから都市におきます都市周辺の簡易な道路の改良事業といったようなもの、この失業対策としては適當な事業ではないだらうかと考えておる次第であります。

○三浦委員 たゞいまお示しのような仕事は、たゞ一時的の應援の仕事のうちに考えるのであります。そういう仕事が終わりますれば、ただちにまた失業の不安が起きて、失業の不安が解消できないようにも考えるのであります。將來に對する失業の不安をなくすという根本的な立場から、もう少し積極的な考えがあらうとしたら、この際承つておきたいと思ひます。それと同時に、また完全雇用に對する政府の見解について、御説明願へれば結構だと思ひます。

○山崎(岩)政府委員 お答え申し上げます。たゞいま政府におきまして計画しております公共事業、あるいは緊急失業対策の事業は、みな一時的なものであつて、その事業が完了してしまつて、またそこに失業者が氾濫するので

はないかという御意見にございまして、まづたゞその通りでございます。この点につきましても政府といたしまして、たゞいま皆様方に御審議をいたして、たゞいま御意見を伺つて、失業対策の他いろいろな社会施設の面におきまして、そういう失業者を救済するといふ点について、十分に研究を遂げておるやうなわけであります。省の政府委員におきまして、商工を通じて、中小商工業の振興によりまして、貿易の振興をやつて行く。その事業方面にも吸収をいたしまして、なるべくすみやかなる機会に、日本經濟の再建をはかつて、その方面にこれを吸収して行く。そのためには多少の時間的なずれがある。その時間的なずれの間を、何とかしてつなぎをつけて行かなければならぬといふので、たゞいまの公共事業また緊急失業対策事業を設ける。そのまた事業に雇用する前の処置をどうするか、その一時的な処置をいたしましては、失業保険といふものによりまして救済して行く、こういう時間的な順序を立てまして、なるべく御意見にあらうしたやうな、完全雇用の面を持つて行つて、一日もすみやかに經濟再建をはかつて行かなければならぬ。そのためには政府といたしまして、十分に御研究いたしまして、國民に一日も早く職業上の不安のないやうな処置を講じて行かなければならぬ。その重大な責任を感じながら、政府はたゞいまのやうな努力をしております。次で女子の失業の問題であ

りませんが、だん／＼企業整備や何かによりまして、失業が出て來るといふ結果にもなる。ことに今後の女子の就職は、非常に困難な事情に置かれておると思ひます。いろいろの女子の特殊な立場からの問題で、雇い主等におきましても、とかく躊躇する面が多からうと思ひます。ことに今日の困つておる未亡人、子供をかかえたところの出征軍人遺家族といふやうな立場の人を考へてみますと、子供を三人も四人もかかえておる、相當の教育あり、子供でもなければ、當然相手が、子供をかかえておるために、就職ができない。かりに採用しようとしても、採用する方の立場から申しまゝると、家族手当いろいろと手当の面において、負担が多くなるといふやうなこと、雇い主の立場から行くと、なるべく障害の少ない、また家族手当等のような負担の少ない身軽な者を採用するといふやうな立場に、これからなるだらうと考えておるのであります。現に未亡人等が、子供をかかえて非常に困つておる事實を、われ／＼は常に見るのであります。こゝういふやうにこの困るところの、子供をかかえた女子の失業者、あるいは就職にもだんだん困つてくる傾向にある面に對しまして、政府はどういふやうな方向に考へておられるか。この点に對する見解を承りたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 たゞいまお尋ねのやうに女子の就職——最近男子も同じことではあります。きつめて困難な情勢に相なつて來ております。そこで私どももいたしましては、性別によりまして職業紹介の優先の順位をかゝるとい

うわけには参りませんので、男子たるに女子たるを問はず、すべて適材適所にあつせんという原則で進んでおります。しかしながら女子の吸収という問題につきましては、この法案の第四條の第三号にありますやうに「失業者の状況に應じて、これを吸収するに適當な事業」すなわち失業者の状況と申しますのは、失業者の性別といったやうな問題もありませんので、特に未亡人等につきましては、共同作業施設が、きつめて適當な失業対策の事業ではなからうか、こゝういふやうに考へております。大体におきまして、先般通りした本年度予算におきまして、全國約四百箇所の共同作業施設を目下つくつておりますが、共同作業施設に入つております男女の比率を申し上げます。たしか今はつきりした数字は資料を持つておりませんが、申し上げるわけに行きませんが、四分六分、六分は女子の方が入つてゐるわけでありまゝ。従いまして、女子特に未亡人の方々につきましては、失業対策事業として、共同作業施設といふものだけでは、ただけ補充いたして参りまして、それによりまして、女子の特性にふさわしいやうな仕事、特に未亡人の方々の職業の安定をはかつて行く、こゝういふやうにいたしたいと目下努力しておるやうな次第でございます。

○三浦委員 職業紹介所におきまして、男女の区別なく就職のあつせんをするといふことは當然でありまして、この点は別に議論はないのであります。ただ私の心配するのは、雇い主の方面について非常に難色があることなのであります。今いろいろ共同作業場といふやうな御説明がありました。

たいへんけつこうであります。さらに進んで家内工業的な、あるいは家庭において子供を相手にしてでもできるような軽い仕事、そういう方法も十分に考えれば考える余地があると考えるのであります。そういうような点に對しては、一段のくふうをお願いしたいと存じます。

その次に職業補導の問題であります。身体障害者に対する補導という点ともたいへんけつこうであります。ただ問題は、戦争中のような國民的氣分であります、そういうような補導所の人も非常に優遇され、また歡迎もされるのでありますけれども、現在の社会情勢はそうではありません、かえつて身体障害者が実際に、工場等あらゆる場において、仕事をする場合においては、決して優遇されるといふような状況にはないと考えられるのであります。同時にまた身体障害者のない人と身体障害のある人との間には、能率の点において、決して同一だと考えられないといふことで、実際に就職する場合においても相当困難であり、かつまた就職いたしたとしても、戦争や何かでからだに故障のきた人は、自分のいろ／＼な周囲の状況から、非常なむづかみを持ち、あるいは非常に不平を持つといふようなことで、なか／＼氣持よく歩調をそろえて働くといふようなことが、困難な状況に突はあるようにも見受けられます。そういうような点から考へて、私はこういふ身体障害者の方々に對しましては、むしろ職業補導をいたしましたならば、さらにそこに身体障害者だけにおいて共同的に仕事をし、そういうやり得るような施設、同時にそういう方々が同

じような場所に住居もできてやり得るような施設といふようなものを積極的に考へる方がよろしいのじやないか。またそういう方々のいろ／＼なるひがみや、あるいはひげ目や、あるいは不平といふものをなくして、そうして快く仕事をすることを、よろしいのではないかと、私は常に考へておる一人でありますが、そういうような点に對する御見解をお伺いしたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 身体障害者が職業補導所を出されてからも、なか／＼今お話のように就職は、何とかなつてゐる努力はいたしておりますが、きわめて完全なものであるには參つておりません。その点につきましては、ただいま御指摘がございましたように、私どもも必要に應じては、身体障害者の補導所に、共同作業施設を併置するといふ考へを持っております。ただいまのところ、大阪におきましてはきわめて有効な成績を収めておりますので、東京その他につきましても、逐次必要に應じて、共同作業施設を併設して参る。こういうふうな考へておる次第でございます。

○三浦委員 それから他の健全なる人の職業補導の問題であります。実際の職業補導を見ますと、失業者がたゞさんで、ことにまた技能者の失業者も相当考へられる際におきまして、特に学校方面の卒業した人の失業者がたゞさん出るといふようなことを考へる場合におきまして、職業補導所において短期間に職業補導いたしましたも、はたしてその人が完全に社会に立つて、役に立ち得るところの指導ができるかどうか。またそういうような職業補導

をやつても、實際努力しただけの効果といふものがあるかどうか、疑問に思ふのであります。こういうような短期間の職業補導に關しまして、卒業した人々の將來の就職、あるいはその必要性といふようなものについて説明願ひたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 ただいま御指摘がございました。從來職業補導所につきましては、種々不成功に終つたものも相當あるわけでありまして、そこで今回新年度の予算ができましたので、この職業補導事業を、労働市場の需要に合致した種目を選びまして、それによつて職業補導所といふものを建て直して参りたい。かように目下のところ考へて、努力をしておるような次第であります。特に職業補導をいたしまして、從來きわめて欠陥のありましたのは、竹細工その他の手工業的な方面の補導、むしろ共同作業施設に向かうようなものが、補導として行われておつたといつたふうなものは、この際これをできるだけやめて行く、あるいはまた木工、建築、この方の技術工につきましては、終戦後雨後のたけのこのごとく補導所ができたのであります。こういうものも、現在の労働市場の事情から申しますと、ある程度の整備の段階に來ておるところでありますので、そういうものも整備いたしまして、將來の輸出産業を中心としての産業構造を頭に入れまして、労働市場の要求する事業種目を選んで行く、こういうふうなことを考へて、努力をいたしておるような次第でございます。最近におきましては、特に自動車等の修理工、その他機械の修理工等の不足が叫ばれておりますので、そういう方面に

重点を入れまして、労働市場の需要にマッチして、こういう補導所を出れば、すみやかに就職のできるやうに、そういう職業補導種目を選んでやつて参りたい、かように考へまして、努力をいたしておるような次第であります。

○三浦委員 それから職業補導の問題であります。この職業補導所に入つて補導を受けるということは、けつこうでありませうが、ただ問題は、職業補導所に入つて補導を受ける期間の生活生活を受ける、普通はその期間生活能力のある者でなければ、この職業補導所に入つて補導を受けることが、非常に困難な場合があるのじやないか。今日の生活ができない者は、補導所に入つて補導を受けることが事実上できないかといふやうに考へるのですが、その点どうですか。

○斎藤(邦)政府委員 ただいまお尋ねがございました。生活が困難で、補導所に入りまして補導を受けることができない。なるほどさうな点がありますので、私どもの方といたしましては、できるだけのことを行つたしております。御承知のように一種の学校みたいなものでありますので、なか／＼思ふやうにこの補導中の手当を十分に支給するといふことが、目下のところできかねるやうな状態でありまして、ただ予算面では交通費援助といふやうな意味合いで、一日一人十圓の手当を支給いたしております。なおこれに對しましては、もちろん十分ではありませんが、これは縣の施設になりますので、縣としても相當出しまして、この大体三倍程度のものが手当として動いておるといふことを聞いております。しかしながら私どもといたしましては、それだけの手当では、補導中の生活をささえるという意味は補導にはないのではありません、十分ではありませんので、補導中の實際の収入、それを補導生の手当に充てる、こういうことにいたしておるやうな次第でございます。しかしながら、いづれにせよ、きわめて少い金額でありますので、私どもの方といたしましては、生活保護法の適用を受けるものにつきましては、できるだけ生活保護法の手当を受けるやうに、あるいはまた失業いたしましたして失業保険の受給資格者であるものにつきましては、補導を受けておる間は、全額失業保険の手当を受けしめるやうにする。いろ／＼各般の考慮を拂つて努力いたしておるやうな次第でございます。この点につきましては、まだ、私どもといたしましては十分でない、かように存じておるやうな次第であります。

○島田委員 私はこの際三案を通じてごく簡単に数点をお尋ねしたいと思ひます。大臣にお答えをお願いしたいこともありますが、お留守なので、幸い労働行政に御熱心な山崎政務次官がおりますから、かわつて御答弁をお願いいたします。まず政府委員の説明順序に従つて職業安定法から参りますが、第三十二條に有料職業紹介を行わなといふのが、あるやうであります。例外として美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する場合に限つて、あつせんが、できるやうなふうになつております。有料職業紹介所といふものを原則的に認めてはいないし、同時にこれをやるためには労働大臣の

許可も得なければならぬし、また労働大臣が許可するためには、職業安定委員会に諮問する必要があるし、また同時に事業開始前に、五万円以内において保証金を供託しなければならぬ。いろいろと手続上もむずかしいし、また保証金もとる。しかも限られた範囲内であつてしかできないというふうなことで、これは事実上有料職業紹介所というものは、おそらく将来あまり期待されないのではないか。そういうものがあるために、かえって公共的な職業紹介所が、全面的に合理的な活動を開始するということに支障を来しはしないか。この際むしろ原則的に認めないで、あつさりとして削除する御意思があるかどうか、こういうことについてまずお尋ねしたいのであります。

○斎藤(邦)政府委員 お尋ねのごとく、職業紹介につきましては、公共に無料で奉仕する政府の公共職業安定所一本でやつて行くことが、理想かと私も考えております。しかしながら現在のわが國の職業紹介の実情から申しまして、この但書にありますが、なかなかなる音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業につきましては、安定所で十分その機能を發揮することができないものもありますし、いなむしろ民間のそうした専門の方々によつていただくことが、その職業紹介がスムーズに、円滑に進んで行くというものもありますので、現在の段階におきましては、この但書程度の職業を許可いたしまして、民間の職業紹介事業を許可いたしまして、現在のところでは弊害がない、さうに私も目下考へておる次第でございます。

○島田委員 ただいまのお話のよう

に、もしこれを認めて、なお公共的な職業紹介所の補足的な意味において、大いに期待することがあるということになりますれば、勢い有名無実じやいけないわけでありまして、ゆえに、これが設置につきましては、むしろ指導的な立場で、適材を入れていただくことに十分御盡力を煩わしいと思ひます。

それからこの安定法の精神を通じてながめると、われ／＼は一般人として、もはや就職のあつせんをしたり、あるいは紹介をしたりというふうな行為は、こういうこと自体が法律に触れるように解すべきではないか、かように考へておりますが、さういうように了解しておりますか。

○斎藤(邦)政府委員 個人がたまた／＼の機会におきまして職業紹介することは、この法律の違反にはならないのであります。事業としてやる場合のみが、この法律の適用を受けることになるのであります。法律の第五條に「この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつたすることとする。」とありまして後に出て参りますものには、それに職業紹介事業という文字を全部つけておるわけでありまして、すなわち反復継続の意思を持ちまして、職業紹介を業とするということでありまして、個人がたまたまの機会におきましてあつせんをいたしますことは、この法律の違反というふうなことはなりません。

○島田委員 次に緊急失業対策法案について伺いますが、この法律を実施しますと、勢い農村の、あるいは土木事

業であるとか、あるいは土地改良、農業水利事業、あるいは災害復旧、さういうふうなものに対して、農村の従来行われておりました農閑期の余剰労働力を全面的に活用するということとは、これによつて阻止されることになると思ひます。それに対して、農村のさういふ過剰労働力を、さらに十分に活用させるという面の具体案も持ちでない、これは非常に農村を圧迫するゆゑであると思ひますが、何か具体案があらましようか。

○斎藤(邦)政府委員 ただいまお尋ねの点につきましては、失業者吸収率を定める事業種目の問題になるのでございまして、緊急失業対策の方の資料のうしろの方に付けてございしますが、農閑期のいわゆる受益農民を使用するような農林土木につきましては、現在のところこの吸収率を設定しようという考へは持つておりません。

○島田委員 次に失業保険法の問題でございしますが、私は失業保険法を、一読いたしました、非常に全般的に難解である、しろうとわかりがしなない、かように考へるのであります。もとよりこの法を適用する上において、われわれ日本人がこの條文を見て、はつきりと解釈できるし、さらにこれを適用できるというふうなことでない、一々専門家の解釈を煩わしたり、説明を願わない限りにおいてはわからないものがあることは、今後の実施というものが思いやられるのであります。特に第六條に被保険者の例外規定がイ、ロ、ハ、ニ、ホとありますが、さらにその次に

おきましては、今度はそのイ、ロ、ハ、ニ、ホも事業主が法人であれば、さしつかえないような條文にもなつて

おるようであります。この解釈をよつと伺ひたい。

○斎藤(邦)政府委員 第六條第一号の方におきましては、五人以上の労働者を雇用する事業主は、全部失業保険の被保険者になるというところが書いてあります。第二号の方におきましては、前号のイからホまでは除外されておるのであります。その除外された事業主であります。法人でありまして五人以上の労働者を雇用するものは、いわゆる被保険者になる、さういふ建前でございまして、すなわち一号によりまして、たとへば研究機関で申しますと、「ハ」に研究というのがあります。研究事業につきましては除外になります。研究事業を目的とした法人であります。研究事業を目的とした法人であります。五人以上の労働者を雇用するものについてのみ被保険者になる、さういう考へ方でありまして。

○島田委員 ただいまの説明を承れば大体わかるのであります。やはりこれは説明を承らぬと、なか／＼解釈はむずかしいのではないかと思ふ。さらに十條も私にはあまりはつきりしないのであります。その他大体全般にわたつて難澁だと思ふのであります。これに対して、いま少ししろうとわかりがするような條文に改正する御意思はありますか。お尋ねします。

○斎藤(邦)政府委員 お尋ねのごとく、失業保険法のみではありませんが、すべて社会保険の法律はきわめて難澁でありまして、私ども、ふだんからできるだけわかりやすく書くように努力いたしております。この法案を改正するにあたりましては、実は前の法

律で非常にわかりにくい点を、もう一回書き直さうといった意味合いにおいて書き直した箇所も二、三箇所あるものであります。將來とも法文はわかりやすく書くよう努力いたしたいと思ひます。しかしながらこの保険法は、非常に技術的な失業保険法のみではありませんが、きわめて技術的な面がありますので、その点が非常に理解しにくいのではないかと存じますが、將來ともさうした点につきましては、努力をいたし、研究もいたしたいと存する次第であります。

○島田委員 第二十一條に受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業につくこと、またはその指示した職業の補導を拒んだ場合の処置が、あたつて正當か、給付を受けるに適しておるかどうかを定めることは非常にむずかしいと思ひますので、その基準を示すのに、労働大臣は失業保険委員会の意見を聞いて、基準を示すということになつておりますが、この基準は一体いつおきめになりますか、お伺ひいたします。

○斎藤(邦)政府委員 失業保険法第二十一條の第一号の基準につきましては、昨年の七月ごろであつたと思ひますが、失業保険委員会の意見を聞いて、定めていく次第でございます。

○島田委員 それは了解しましたが、今度第三十條に百分の二と規定しているのはいいとして、これが引下げについて、先ほど來御質問が多かつたようでありまして、この点について、將來引上げるべき規定はあるのであります。もし給付額が思つたより少い場合に引下げるといふ方面の含みはないようでありまして、この点につき

ましては、そういった状況に置かれた場合に、いつでも引下げをやるという御意思があるのでございましょうか。

○斎藤(邦)政府委員 御承知のように、法律の建前といたしましては、給付がふえまして、保険料がこれに間に合ふという緊急な事態がありますれば、保険料を引上げるといふことは当然でありまして、その分の規定だけは書いてあります。しかしながら将来失業保険の経済におきまして、給付も減つてしまひ、保険料も重くする必要があるときには、当然労働大臣としては、所望の手続をとるべきものと私どもは考えております。

○島田委員 次に、先ほども問題になりました今日の日雇労働者の給付額であります。百六十円以上は百四十円、それから百六十円以下は九十円となつておりますが、いろいろ算定の基礎を伺つてみますと、相当理由もあるようでありますけれども、たとえば百六十円以上が百四十円で、かりに百五十円の場合は九十円しかもらえないというのは、それは非常に開きが多いように思ひますのと、同時に九十円という金額は、今日のいわゆる経済生活の面から考えまして、おそらくもらいに行く電車賃にも足りないような少額のものであります。この点につきまして、この一級、二級の差額をいさしく縮める御意思はありますか。

○斎藤(邦)政府委員 現在のところでは、定額制をしきまつた関係上、差額をもつと詰めるという考えは持つていないのでございます。すなわち現在の日雇労働者の平均賃金は、大体二百二十円以上が多いのでありますが、平均が二百二十円でありまして、百六十

円以上の者が私どもとしては大半ではないだろうか、かように考えている次第であります。現在のところでは百四十円、九十円をやつていただきたい、かように考えている次第でござい

○島田委員 御趣旨はよくわかるのであります。しかしながら、何を申しまして九十円では生活を保障するという精神にも反すると思ひますので、い

ま一段と何か考慮すべき余地がありますれば、方法をかえていただきたいという希望を申し上げておきます。

次に、先ほども問題になりましたが事業主のいわゆる違反事項に対しての延滞利子と申しますか、罰金と申しますか、日歩二十銭というものは、まことに高利に属するものでありまして、これは今の事業状態から考えて、非常にわりではないか。もとより経済が安定いたしますれば、悪意でもつて延滞するということのようなことに対しては、極力この罰金規定も、あるいはそういった過怠金の徴収というやうな意味から、これを厳格に規定しなければならぬ。今日のような、何を申しませんが、各工場が賃金の支拂いにも非常に困つておるといふやうな場合に、こういふやうなことを実際に実行しますならば、ますますその業態というものをも悪くするし、同時に一面から考へますれば、そういう過怠金というものが非常に苛酷なために、今度は給料の支拂いに充てる金までも持ち出し、保険料の納付に充てるといふやうな悪弊も起きぬとは限らない。かような面から、私はいま少しく経済が安定するまで、そういった点は緩和すべきではないか、かように考えるのであり

ます。同時に罰金規定におきまして、今の状態であるいは六箇月以下の懲役であるとか、あるいは五万円以下の罰金であるとか、あるいは五万円以下の罰金であるとかいふやうなこの規定といふものはもとより規定として置くことに十分考えられるのであります。が、それを実際に適用する面にすぎましては、今日の社会情勢、あるいは経営の実態といふものをよくお含みくださいまして、手心が必要ではないか。これは十分労働省におかれましては、その実施にあつて手心のある、いわゆる実態に即したやうな方針で進んでいただきたい、かように考えるのであります。が、御方針を承りたいと思ひ

○斎藤(邦)政府委員 ただいまの延滞金の問題でございまして、これは結局滞納した方々に関係のある條文でありまして、しかもこの保険料は御承知のように、労働者の賃金から労働者の負担する分がすでに控除されておるものであります。悪意で延滞をするという者につきましては、相当な、こういう制度が必要ではないか、かように存じておる次第であります。これは國稅徴収法の場合と同じ金額に今回改訂いたしましたやうな次第でございまして、しかしながら私どもといたしましては、この三十六條の字句の通りに、この字句に該当するときは、立ちどころにこの條項を活用するものだといふふうには考えておりませんので、そこにおきましては、おのずから法の運用の社会通念がありますので、それに従ひまして、第三十六條の運用を適正にいたしました、あやまちないようにいたしましたと存じておる次第であります。

○島田委員 御趣旨はよくわかります

が、何を申しまして、ただいまは全國的に見て、中小企業は四苦八苦の状態であります。そういう経済事情にある今日、いさしく安定するまで、罰則の規定の適用も、あるいはさういつた過怠金の徴収についても、十分な手心が必要であると考えますがゆゑに、重ねてこの点の御考慮をお願いして、私の質問は打ち切ります。

○倉石委員長 本日はこれにて散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和二十四年六月二日印刷

昭和二十四年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局